

国を棄て税金を払わない巨大企業

——法人課税の空洞化で税制崩壊——

富岡幸雄

目次

- I 序言——借金大国にしたのは誰か・その真相は
——徹底調査で分かった税金を払っていない大企業の実名——
- II 国に税金を払わない巨大企業の経営者に警告
——「日本の税金・失われた15年」『文藝春秋』論文の紹介——
- III 国を棄て世界に飛躍し大儲けしている日本の大企業
——国家の衰退と課税権のナショナル・インタレストの黄昏——
- IV 燃え上がる世界税金戦争の炎の拡大と蔓延激化
——企業と国家とともに各国間での富の奪い合いと相剋——
- V 放置されている所得課税にある巨大なループホール
——アベノミクスで税の不公平と格差社会が一段と拡大——
- VI 抜本的改革を回避した意欲なき欠陥税制改革
——期待はずれの安倍政権の場当たりのな税財政政策——
- VII 課税ベースの空洞化で崩壊している法人税制
——稼ぎ頭である企業からの税収減で財政危機が進行——

I 序言——借金大国にしたのは誰か・その真相は

——徹底調査で分かった税金を払っていない大企業の実名——

消費増税の実施を決断した安倍晋三政権は、「消費増税でデフレと景気低迷に逆戻りしてしまうのではないかと、増税による景気の腰折れを防ごうと、「何でもありの経済対策」に狂奔し、その中枢は法人税の減税に

よる企業活動の活性化である。消費増税で家計からお金を吸い上げる一方で、手厚い企業支援を打ち出しているのである。

安倍晋三政権は、法人税の減税をすることで企業が活力を回復し収益が伸びれば、賃金や雇用が増えて消費増税の負担を和らげ、消費需要が拡大しデフレ脱却に役立つとともに、再び企業収益が増えるという「企業頼み」で、経済の「好循環」が早期に確立することを期待しているが、果してどうであろうか。

1 「日本の税金，失われた15年」の月刊『文藝春秋』誌の「大研究」の特集で個別企業の納税実態を検証

「平成の借金王」——小淵総理が胸を張ったのが象徴的だった。その前年の1998年大蔵省は失墜し、財政のタガが外れた。それから15年。

政治家と官僚と世論，三つ巴の乱戦が続く。日本人は「英知とモラル」を取り戻せるか。

月刊『文藝春秋』誌は、「借金大国にしたのは誰だ，日本の税金，失われた15年」の「大研究」特集（2013年9月臨時増刊号）で筆者には「法人税」に関する執筆を要請された。その論究すべき焦点は，次のようである。

今回は，特に経営者自ら「企業の法人税は高すぎる」「諸外国並みに減らせ」などと主張している大企業や，「移転価格税制」に基づく申告漏れを指摘された大企業などについて，その「実効税負担率」を具体的に，個別企業をとりあげて調査分析し検証してほしいというものであった。

大企業の経営者は，日本の法人税は高すぎるから国際競争力を失い苦戦しているので，法人税の税率を下げてくださいと要求しているが，果して本当の法人税の負担は重すぎるのか，税務会計学的研究の成果を活用し，ミクロ的アプローチにより分析することにした。

2 日本を代表するグローバル巨大企業が極めて安い税金しか払っていない驚異の実態を調査し「企業の実名」を公表

個別企業の納税情報については、これまであった「法人企業の申告所得金額の公示制度」が、2006年に個人の高額納税者番付とともに廃止されたことにより極めて不透明なものとなってしまった。

困難を極め時間と労力と特別な高度の専門的知識が必要な難事業であったが、敢えてチャレンジをし徹底調査をした結果、グローバルな巨大企業が、極めて軽い法人税しか国に納めていない「驚異的な実態」を天下に明らかにすることができた。

日本を代表する巨大企業の実効税負担率は、税法が定めている「法定正味税率」の1.5割から2割にも達しない極めて低いレベルであったり、2割から3割程度にとどまっている例が指摘できたのである。少し高いレベルでも「法定正味税率」の6割から7割程度にとどまっている。

この研究は、税務会計学研究の新たな地平を展望する一環として開拓された「税務検証学」（税務会計検証学）の進展と成果を誇示するものにほかならない。

3 隠された「大企業優遇税制のカラクリ」を解剖し法人税制に存在する構造的欠陥を明らかにした前回の論文

筆者は、前年にも月刊『文藝春秋』誌（2012年5月号）に「税金を払っていない大企業リスト——隠された大企業優遇税制のカラクリ」と題する論文を発表した。当時は、民主党の野田佳彦政権による消費増税の提案をめぐり国民的議論が戦わされている時であった。

この論文の言いたいことは「今、日本の国論は、野田佳彦首相が打ち出した消費税増税をめぐり、二分されている」が、「一連の消費税論議には、日本の税制に存在する欠陥が見過ごされている」ことである。しかも、

「見過ごすには大きすぎる欠陥であり、この穴を塞ぐことで、消費税増税の論議は新たなステージに進むことになるだろう」と主張したのである。

そして「その欠陥とは、特定の大企業や高所得の資産家に対する優遇税制である」ことを明言している。論文は、次のような構成である。

- ① 税制にも原子力発電所をめぐる原子力工学と同様に虚構の「安全神話」がある。惑わされてはならない。
- ② 日本の法人税で高いのは税法が定めている表向きの法定税率（正確には「法定正味税率」）であり、税金ではない。
- ③ 大企業には軽く中小企業には重い法人税の逆進性の実態（「資本金100億円以上」の巨大企業は、僅か15～16%の低水準で法定税率（30%）の半分のレベルである。これに反し、中小企業は28～29%で限りなく法定税率に近いことを図表を用い、具体的に説明している）。
- ④ 国税・地方税の総合で実際の実効税負担率が著しく低い会社の実名と負担状況を公表し、法定正味税率が40.69%なのに僅か15.3%のHOYAをはじめ19社中、11社を掲示している。
- ⑤ 無国籍化のグローバル企業の税源の海外逃避の実態を明らかにし、移転価格課税の税務調査によって最高で1,400億円の本田技研工業をはじめ数100億円台、数10億円台の更正処分を受けた大型課税事案の21社につき実名と更正所得金額、追徴課税を掲示している。
- ⑥ 大企業優遇税制のほか、タックス・イロージョンの活用、タックス・プランニングの展開により国に税金を払わないで、従業員給与をもカットすることにより、500兆円を超える巨額の内部留保が蓄積されている。
- ⑦ 日本経団連をはじめ経済界の意見とは逆に、賃金支払い額を含めた企業の総合的社会的負担率（法人所得課税・社会保険料の事業主負担・賃貸支払いの合計額の粗付加価値額に対する割合）は、主要先進国の中で日

本企業が最低レベルである。

- ⑧ 日本の大企業が言われているほどの高い法人税を払っていない要因である課税ベースのイロージョン（浸蝕化）や、タックス・シェルター（課税の隠れ場）実態と、その元凶の分析をしている。
- ⑨ 政治家の公約に反し、消費税が国民の福祉の改善には使われていない事実について、導入後23年間の実態分析を数字により実証的に検証している。
- ⑩ 最後に、欠陥税制を是正し、社会的公正を確保し、財政健全化への財源を確保するため、次の緊急提言をしている。

提案1 大企業の保有する巨額な内部留保金の一部を復興債に活用をする措置を講ずること。

提案2 公開大企業の「受取配当金無税」による巨大な優遇税制の廃止をすること。

提案3 個人所得税制の課税ベースと税率構造の根本的な見直しによる改革をすること。

この前回の論文は、税務会計学的研究によるマクロ的アプローチによる研究成果の一部である。これに対し、今回の論文（2013年9月臨時増刊号）は、ミクロ的アプローチによる分析の結果である。

4 国の財政の改善にも国民の生活や福祉にも役立たない大企業の巨額な稼ぎ高

企業が成長すれば、国民に雇用の機会を与え、賃金も上がり国民の生活も豊かになり、税収も増えて安全保障や国民福祉の財源が提供され国民経済は繁栄するというのが、少し前までは信じられてきていた経済の論理であった。

しかし、グローバル経済が進化した現在においては、このような「これ

までの通念」は通用しないのである。企業は、資本の論理と経営の論理に導かれて行動する。このため、少子高齢化で国内市場が縮み、需要が衰退する中でコストの軽減や製品の需要など、個別企業は、世界的スケールで自社の経営環境のベターな国や地域を求めて移転する海外展開で生き残りを目指すことが避けられない事態に追い込まれている。

国を出て海外進出に狂奔している力のある日本企業は無国籍化し、国内経済は空洞化し、国境を越えられない中小企業や庶民は益々衰弱化してしまい、そのうえ、消費増税の負担に苦しむことになる。

国を棄てた巨大企業の経営行動は、国に税金を納めることがなく、国内において雇用を提供することもなく、国民経済への貢献から遠ざかる存在と化している。

本稿においては、日本の巨大企業の経営者が、国際比較からして法人税の税率が高すぎると政府に対し「法人税の減税」を要求していながら、現実には、その巨額な稼ぎ高に対し「極めて軽い税金」しか支払っていない「驚くべき実態」——著しく低い「実効税負担率」の実相を暴露した税務会計検証学による研究成果を明らかにし、緊急に迫られている日本の税制改革にメルクマールを提供し警鐘を鳴らそうとするものである。

このために、国を棄て世界に飛躍し大儲けをしている日本の大企業の実態と、企業と国家の間とともに、各国間での富の奪い合いによる燃え上がる世界税金戦争の拡大と激化についても論及することとする。

庶民の生活に深刻な痛撃を与える消費税の大幅な増税が実施されながら、国民経済にとっては稼ぎ頭である大企業が国に税金を払っていない実態が存在している事実を明らかにし、日本税制の抱えている根本的欠陥を露呈させ、改革が緊要なことを国民に訴えたい。

II 国に税金を払わない巨大企業の経営者に警告

——「日本の税金・失われた15年」『文藝春秋』論文の紹介——

1 法人税が高いと政府に苦情を言いながら法人税を払っていない巨大企業の実名リストを公表

月刊『文藝春秋』誌の2013年9月臨時増刊号は、「日本の税金・失われた15年」『借金大国』にしたのは誰だ」という巻頭特集の「大研究」を発表している。

特集は、「消費税の核心—いつ、どこまで上がるのか」で自民税調の野田毅会長と浜矩子、岩本沙弓両教授による鼎談に続く、財政学者の小林慶一郎教授による「米経済学者が試算、赤字国債『150年返済計画』」では、アベノミクスが成功しても財政再建に必要な消費税率は30%を超える。この現実を前に何をすべきか、につき論じ、ほかに「相続税と固定資産税」、「マイナンバー制で変わるマネーの常識」、「財務省1998年の敗北」の一連の記事が掲載されている。

これらに対して、私は「法人税を下げる前に企業長者番付の復活を」のタイトルのもとで、日本の法人税の抱えている深刻にして重大な論点につき、かねてよりの主張を展開した¹⁾。

何を主張し、言いたかったのか、まず、筆者の発表した論文の冒頭の一節を紹介しよう。

「安倍政権は、秋に消費税増税の決断を控える一方、「大胆な法人税率の引き下げ」に前向きな姿勢を見せています。先日発表された成長戦略にも「思い切った設備投資減税」が盛り込まれました。その背景に、声

1) 富岡幸雄「法人税を下げる前に企業長者番付の復活を」『文藝春秋』第91巻第10号（2013年9月臨時増刊号）、146頁。

高に法人税減税を訴える大企業の存在があります。

経団連の米倉弘昌会長らは、ことあるごとに、「国際競争に打ち勝つには、法人税減税が必要だ」と主張しています。

2012年3月まで、国税の法人税と地方税の法人住民税と法人事業税を合計した「法定正味税率」は40.69%でした（現在は38.01%）。

確かにこの税率だけを見れば、韓国の24.2%やイギリスの24%に比べて突出して高いと言えるかもしれません。現に米倉会長らは、約40%という税率をもって「日本の法人税は高すぎる」と嘆いているようです。

しかし、本当に法人税の減税は必要なのでしょうか。私は決してそうは思いません。そもそも、こうした大企業は実際にどれくらいの法人税を払っているのでしょうか。

今回は主に、経営者が「法人税が高い」と発言している企業や、好業績の企業などを調べてみることにします。

後出の「図表1」をご覧ください。各社の有価証券報告書を基に、「実効税負担率」を計算しました。実効税負担率とは、「税引前利益」を分母に、「法人税等納付額（「法人税、住民税及び事業税」の合計）」を分子にとり、法人所得課税のおおよその負担率を算出したものです。

では、主な大企業を中心に、法定正味税率が40.69%だった08年3月期から12年3月期までの5事業年度における平均実効税負担率を見てみましょう。」

2 強欲な企業エゴの利益至上主義の権化に墮落した経済界のリーダーの政府への要求

いま、安倍晋三政権は、消費税の増税による景気の腰折れを防ごうと、何んでもありの経済対策に必死で取り組んでいるが、その大きな柱としての法人税減税で揺れているのである。経団連はじめ日本の経済界は、厳し

いグローバル経済のもとで、企業が国際競争に打ち勝つためには、法人税の減税が必要だと、主張し続けてきている。

ここでは、まず、そのような発言を続けている代表的な経済界のリーダーの声を紹介してみよう。この中には、大きな「申告漏れ」を税務当局から指摘されている会社もある。

(1) 住友化学（経団連会長）

米倉弘昌会長は、2013年6月10日の経団連会長の記者会見で、企業減税を検討する来年度税制改正の作業の前倒しを表明した安倍晋三首相の方針を「前向きな姿勢で歓迎したい」と評価し「投資減税だけでなく、法人税減税も対象になると思う」と指摘し、韓国など近隣諸国の法人実効税率が日本より低いことを念頭に、「激しい国際競争に勝つために、法人税減税を検討して、一刻も早く実現して欲しい」と訴えた。6月14日には、記者団に対し「企業が激しい国際競争に打ち勝つには、経営環境を（他の国と）同じにすることが必要だ」と法人税減税を訴えていた。

(2) 三菱商事

読売新聞（11年10月16日付）で、小林健社長が「高い法人税の実効税率を引き下げ、国際競争力を引き上げ、国際競争力を失わないようにする政策を期待する」と発言している。

毎日新聞（12年9月20日付）で、小島順彦会長が「日本企業が製造・販売拠点を海外に移転させる動きが生じている。その背景にはFTA締結の遅れ、高い法人税、電力供給問題などが国内企業活動の障害となっていることがある」と発言している。

(3) 三井物産

檜田松瑩会長（日本貿易会会長）は「成長戦略」について、「方向性自体は妥当なものだが踏み込み不足の分野もある」とコメントをし、民間企業の活力を引き出すための規制改革の早期実現で企業活動への後押しを求め

た。また、今回先送りした法人税の税率引き下げについて「法人税減税を通じて海外との競争環境の格差を縮小する必要がある、政府には期待したい」と注文をつけた。

(4) 日産自動車

志賀俊之 COO が朝日新聞（13年7月1日）のインタビューで、「日産も売上の半分、営業利益も6割を海外で稼いでいるが、海外子会社から配当などの形で国内に利益を戻し、納税もしている」「日本の法人税は競争力を失っている。海外並みに下げて日本にも投資機会があると説明できるようにしないと」と発言している。「今は市場が拡大しているのは現地生産が中心の新興国。日本で生産し、輸出するのは難しい」とも述べている。

(5) トヨタ自動車

産経新聞（13年2月9日付）によれば、豊田章男社長は、自動車産業が置かれた状況を「6重苦（円高、電力不足、重い法人税負担、自由貿易協定の遅れ、労働規制、環境規制）」と表現する。

(6) ホンダ

朝日新聞（11年10月5日付）で、伊藤孝伸社長が、「採算面だけを考えれば、法人税の高さなど逆風はある。それでも、日本のホンダとして本社を日本に置き、その個性を大事にして、商品を開発していきたい」と発言している。

〈申告漏れ〉

ホンダは、08年4月25日、中国に設立した関連会社との取引について東京国税局の税務調査を受け、技術指導などを関連会社へ提供した対価として得られる利益を少なくして所得を圧縮していた、と指摘を受けたことを明らかにした。国内企業が、国外の関連企業と取引する際に設定する取引価格を操作することによって所得を圧縮するケースなどを防ぐ「移転価格税制」が適用された。移転価格税制に基づく申告漏れの指摘額は、2006年

3月期までの2年間で約1,400億円とみられる。同税制の指摘としては最大規模になる。指摘されたのは、ホンダが中国の現地企業と合弁で設立した関連会社との間で行われた四輪事業に絡む取引。同国税局は、関連会社がホンダから部品や技術指導など事業に関係する有形・無形の資産提供を受けているのに、ホンダへの利益配分が少ないと判断したとみられる。

(7) 武田薬品工業

長谷川閑史社長が、6月5日経済同友会代表幹事の定例記者会見で「難しいといわれてきた分野まで踏み込んだ」と述べ、一般医療品のインターネット販売を原則解禁する方針などを高く評価。法人税減税の見送りには「当然入ってしかるべきだった」と苦言を呈した。

また、今年3月、移転価格税制に基づき大阪国税局から受けていた追徴課税処分について、申告漏れと指摘された所得金額1,223億円全額の取り消しが認められた。大阪国税局は06年に抗潰瘍剤「プレバシド」の米合弁会社に対する販売価格が低すぎるとして武田薬品工業に追徴課税をし、同社はこれに異議を申し立てていた。

(8) JAL

稲盛和夫名誉会長が、週刊朝日（13年3月22日号）のインタビューで、「倒産企業として法人税減税の特別措置も受けた」ことを問われ、「倒産後も飛行機を飛ばし続けるには資金が必要で、国から3,500億円をお借りしましたが、会社更生法が適用され、社員達が必死に頑張った結果、公的資金は金利をつけて国庫へ全額お返ししました。ただで頂いたお金は一銭もありません。つぶれた会社がよみがえり、財務的に強くなるのが、他の航空会社に直接何らかの被害を与えたかという、そうではないと思うんですよ。JALが不当な値引きをしたり、規模を拡大したりしていれば、話は別ですけど……」と回答していた。

しかし、2011年度の法改正により欠損金の繰越しができる期間が9年に

延びたので、JALは2018年度まで法人税を払わなくて済むのである。JALの収益見通しに基づくと、2012年度以降は年間400億円以上の法人税負担が軽減される。(ダイヤモンド・オンラインより)

(9) みずほフィナンシャルグループ

今年1月の産業競争力会議の初会合で、佐藤康博フィナンシャルグループ会長が、「法人税を下げ、国内雇用につなげる政策が必要だ」と意見を表明した。

しかし、90年代後半からの不良債権処理で銀行は巨額の赤字を出し、ピーク時の繰越欠損は、みずほ2行で計5兆円程度にのぼった。不良債権処理が峠を越した2006年3月期以降、リーマン・ショック後を除けば大手行は黒字が続いたものの、欠損金の解消に至らず、納税しなかったため、批判を浴びてきた。みずほコーポレート銀行は昨年、みずほ銀行は今年ようやく10数年ぶりに法人税の納付を再開する(みずほが最後に納付したのは旧行時代の2001年)。

(10) HOYA

朝日新聞(13年6月3日)で、江間賢二最高財務責任者が、HOYAがここ数年でも大半が20%台の低い税負担を維持してきたことに対し、「欧米の株主は税もコストという感覚である。少なくとも税の支払いも欧米企業並みにしないと、投資をしてくれない。企業は環境に適應するしかない。税をどこに払うか、生産や雇用をどこですか、企業は国を選べる時代だ」との発言までもしている。

〈申告漏れ〉

海外子会社との業務委託契約をめぐる、国税局から約200億円の申告漏れを指摘された。同社は、日本で製品を研究開発した際に生み出された「製造技術」という無形資産を、契約に基づいて東南アジアの子会社に帰属させていたが、国税局は、日本で申告すべき製造技術に伴う対価を、国

外へ移転させたと判断し「移転価格税制」を適用した（読売新聞，13年6月28日）。

(11) ファースト・リテイリング

柳井正会長は，朝日新聞 be（10年5月22日付）で，「企業の競争力をそぐような議論さえある。日本では法人税の実効税率は40%にもなる。ドイツ，イギリス，中国や韓国は20%台である。これでは競争できるはずがない。ただでさえ高い日本の税率をさらに上げようという意見さえある。企業に「日本から出て行け」と言っているのと同じだ」と発言している。

3 日本の法人税制で高いのは「税率」であって「税金」は高くはないという不思議なメカニズム

日本の法人税制で高いのは，名目的な「法定正味税率」のことであって，実際の税金の負担は，決して高くはないのである。

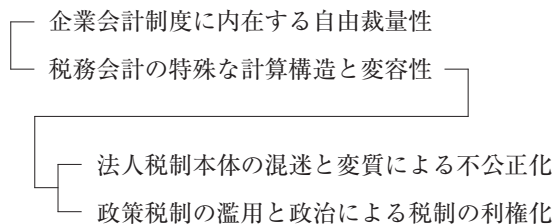
企業が納めるべき税額は，「課税所得×税率」で算出される。問題は課税ベースとなる「課税所得」の実際的な中身なのである。法人税負担の軽重を左右するポイントは「税率」だけではなく，多くの謎を潜ませている「課税ベース」の正体そのものなのである。

まずもって，注意すべきは，課税ベースの算定の仕組みに内在している次のようなメカニズムである。

- ① 決算政策で企業の公表決算利益は，大幅に操作することができる。企業会計基準は会計方法の選択適用を許容する「企業経理自由」の余地が大きいのである。
- ② 課税ベースである課税所得には，タックス・イロージョンとタックス・シェルターがあり，縮小化されている。そのほかに，税務行政執行面の不十分さからくるタックス・キャップによる課税漏れの存在も

無視できない。

- ③ 公表されている企業の決算情報は、さまざまに化粧されたものであり、厚いベールに隠されており、外部から見てもその正体は、なかなか掴めない。個別企業の経営情報の開示は、有価証券報告書のみであり、これも極めて不統一であり不透明な欠陥をもっている。
- ④ 企業が本当に納めている経済的実質的な意味での正味の税負担率については、税務会計学では、「**真実実効税負担率**」と言っているが、その正確な把握は、極めて困難である。
- ⑤ 「**真実実効税負担率**」の把握の困難性とベールによる隠蔽性の根源の二重構造は、次のようである。



法人課税の重さを測定する指標として世間一般で「**実効税率**」といわれているのは、正確には「**法定正味税率**」のことである。本当に真の意味における本質的な実効税負担を示すのは、「**真実実効税負担率**」でなければならない。

この「**真実実効税負担率**」を算定するためには、分母は、税務上の課税所得でもなく、公表決算利益でもなく、それは、決算政策を施す前の「**純粋な企業利潤**」（本当の意味における企業の稼ぎ高である稼得利益）が正しいのである。しかし、この数値は現在の会計制度のもとでは、個別企業につき外部から把握し知することは容易ではないのである。

さらに、企業の公表利益の金額と税務上の課税所得の金額との間には大きなギャップが存在する。

国税庁の「会社標本調査」における利益計上法人の利益額（A）と、財務省の「法人企業統計」における黒字法人の利益額（B）を比べると、企業会計と税務会計の差異によって、AはBの約70%相当になっている。

国税庁の「会社標本調査」による2011年度の利益計上法人の黒字額は33.9兆円であるから、その30%に相当する約10兆円ほど、税務上の課税所得は企業会計上の企業利益より縮小しているわけである。これは税務上での「益金除外」（例えば、受取配当金）と、「損金算入」（例えば、繰越欠損金）の項目があるからである。

月刊『文藝春秋』誌の今回の筆者の論文では、分析の次善策として個別企業の有価証券報告書に示されている「税引前利益」を用いて試算したものである。それでも驚くほど低い「実効税負担率」であることが判明しているのである。

日本の法人税の現状は、「巨大企業が極小の税負担」で、「中小企業が極大の税負担」となり、企業規模別の視点では「逆累進構造」となっていることをマクロ的に分析し立証したのが月刊『文藝春秋』誌の2012年5月号に発表した先の論文であった²⁾。その詳細については、『商学論纂』において記述している³⁾。

今回は、この分析をミクロ的に展開し、「法人税が高いから引き下げろ」と声高に政府を攻めている経営者のおられる巨大企業が、「それでは本当

2) 富岡幸雄「税金を払っていない大企業リスト」『文藝春秋』第90巻第8号（2012年5月号）、114-122頁。

3) 富岡幸雄「課税にみる大企業の国家帰属からの離脱現象——国家財政の危機と国民経済の衰退を招来——」『商学論纂』第53巻第5・6号（2012年3月10日）、717-778頁。

に高い税金を払っているのか」につき徹底して調査分析をし、その結果の一部を公表したのである。

4 法人税が高いと声高に主張している巨大企業が驚くほど軽い税金しか納めていない実態を露呈

日本の有力企業の経営者が口を揃えて「高い法人税を引き下げ国際競争力を失わないようにする政策を期待する」、「遅きに失さないタイミングで法人税率の引き下げを」と政府を攻めたてている。

そこで、法人税が高すぎると声高に主張している巨大企業が、果して、どの程度の法人税を納めているのか、「実効税負担率」について分析することにする。

2012年度までの法定正味税率は、40.69%であるから〔図表1〕にみるように、2008～2012年度の5期の通算で税引前利益をベースとして国税の法人税、地方税の法人住民税および法人住民税の合計額の割合である実効税負担率を試算している。

大手総合商社では、三井物産が5.5%、三菱商事が5.8%と、実に法定正味税率の1.3割から1.4割程度に過ぎないのが現状で世界一軽い実効税負担率である。

メガバンクは、三井住友銀行が7.5%、みずほコーポレート銀行が10.4%、三菱東京UFJ銀行が12.6%で、法定正味税率の僅かに1.8割から3割にとどまる軽さである。

大手自動車メーカーでは、トヨタ自動車が27.1%、日産自動車が28.8%であり、これも法定正味税率に対しては、6.6割から7.0割程度にとどまっている。

〔図表1〕は、筆者が、月刊『文藝春秋』誌の2013年9月臨時増刊号に発表した「実効税負担率の低い大企業リスト」である。

〔図表1〕「実効税負担率」の低い主な巨大企業リスト

——巨大企業の税負担は決して高くない——

社名	区分	2008～2012年度の5期の通算		
		税引前利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
みずほ銀行	単	469,327	2,431	0.5
三井物産	単	697,493	38,735	5.5
三菱商事	単	1,284,671	75,460	5.8
三井住友銀行	単	2,270,821	171,865	7.5
みずほコーポレート銀行	単	707,305	74,211	10.4
日本航空	連	170,722	20,124	11.7
三菱東京UFJ銀行	単	2,365,962	299,981	12.6
住友金属鉱山	連	533,578	123,792	23.2
HOYA	連	306,903	82,635	26.9
トヨタ自動車	単	1,662,186	451,500	27.1
日産自動車	連	1,700,277	490,575	28.8
京セラ	連	578,847	170,728	29.4
本田技研工業	連	2,281,724	677,141	29.6

- (注) 1. 「実効税負担率」の算出にあたり、原則として有価証券報告書等において「法人税等調整額」あるいは「繰延税額」等として表示されている数値を加味しないで「法人税、住民税及び事業税」(法人税等還付税額、過年度法人税等を含む)、つまり「法人税等」によるもととして試算している。
2. HOYAの10～12年3月期は、「法人税等調整額」が表示されていないため、「法人税等」に「法人税等調整額」が加味されていると解される。
3. 京セラの「法人税等」には「繰延税額」が加味されている。
4. 日本航空は、上場廃止期間があるため、10～11年3月期は、「税引前利益」「法人税等」などに関する数値は公表されていない。

〔付記〕 本表は、月刊『文藝春秋』誌2013年9月号に掲載したデータである。

〔図表2〕から〔図表4〕までは、〔図表1〕の試算において算定の基礎となった事業年度別にみた細目のデータである。

〔図表2〕 「実効税負担率」の年度別内訳 (1)
 —この間の銀行の業績の変動は著しい—

No	社名		期別	税引前利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
1	みずほ銀行	単体	2008年3月期	239,027	502	
			2009年3月期	-206,262	519	
			2010年3月期	109,890	498	
			2011年3月期	171,867	476	
			2012年3月期	154,805	436	
			計	469,327	2,431	
2	三井物産	単体	2008年3月期	251,059	72,496	
			2009年3月期	-95,150	-28,346	
			2010年3月期	49,265	-2,542	
			2011年3月期	235,002	784	
			2012年3月期	257,317	-3,657	
			計	697,493	38,735	
3	三菱商事	単体	2008年3月期	272,490	53,265	
			2009年3月期	112,700	4,281	
			2010年3月期	242,880	6,667	
			2011年3月期	295,491	11,278	
			2012年3月期	361,110	-31	
			計	1,284,671	75,460	
4	三井住友銀行	単体	2008年3月期	507,454	16,031	
			2009年3月期	27,786	23,748	
			2010年3月期	454,750	44,997	
			2011年3月期	588,839	42,386	
			2012年3月期	691,992	44,703	
			計	2,270,821	171,865	
5	みずほコーポレート銀行	単体	2008年3月期	-10,145	38	
			2009年3月期	-220,302	20,767	
			2010年3月期	208,964	440	
			2011年3月期	378,537	12,618	
			2012年3月期	350,251	40,348	
			計	707,305	74,211	

〔図表3〕 「実効税負担率」の年度別内訳（2）

——各社とも年度毎に業種の変動が目立っている——

No	社名		期別	税引前利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
6	日本航空		2008年3月期	29,832	4,897	
			2009年3月期	-59,014	3,181	
			2012年3月期	199,904	12,046	
			計	170,722	20,124	
7	三菱東京 UFJ銀行	単体	2008年3月期	687,054	14,810	
			2009年3月期	-195,163	32,838	
			2010年3月期	460,108	33,319	
			2011年3月期	674,411	64,154	
			2012年3月期	739,552	154,860	
			計	2,365,962	299,981	
8	住友金属 鋳山		2008年3月期	216,504	57,938	
			2009年3月期	22,942	4,052	
			2010年3月期	82,776	17,040	
			2011年3月期	123,394	29,671	
			2012年3月期	87,962	15,091	
			計	533,578	123,792	
9	HOYA		2008年3月期	94,552	34,549	
			2009年3月期	44,058	9,845	
			2010年3月期	50,514	9,957	
			2011年3月期	63,758	14,053	
			2012年3月期	54,021	14,231	
			計	306,903	82,635	
10	トヨタ 自動車	単体	2008年3月期	1,580,626	399,300	
			2009年3月期	182,594	23,500	
			2010年3月期	-77,120	-3,600	
			2011年3月期	-47,012	16,500	
			2012年3月期	23,098	15,800	
			計	1,662,186	451,500	

5 大手総合商社の法人税の実効税負担率が非常に低い実態とその主要な理由

大手総合商社の実効税負担率が低い実態を指摘し、その原因や事情につ

〔図表4〕 「実効税負担率」の年度別内訳 (3)
 —年度毎の業績に多くの変動がみられる—

No	社名		期別	税引前利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
11	日産自動車		2008年3月期	767,958	190,690	
			2009年3月期	-218,771	-18,348	
			2010年3月期	141,620	112,825	
			2011年3月期	480,141	90,223	
			2012年3月期	529,329	115,185	
			計	1,700,277	490,575	
12	京セラ	繰延税額を加味	2008年3月期	174,842	60,235	
			2009年3月期	55,982	22,779	
			2010年3月期	60,798	15,365	
			2011年3月期	172,332	42,214	
			2012年3月期	114,893	30,135	
			計	578,847	170,728	
13	本田技研工業		2008年3月期	895,841	356,095	
			2009年3月期	161,734	68,062	
			2010年3月期	336,198	90,263	
			2011年3月期	630,548	76,647	
			2012年3月期	257,403	86,074	
			計	2,281,724	677,141	

いて、次のように述べている⁴⁾。

「まずは、昨期大手4社が過去最高益を更新するなど、業績好調が続く商社から。三菱商事や三井物産の経営者も、競争力強化のためには法人税の引き下げが必要だと訴えています。両社ともすでに法人税は大きく軽減されています。例えば、三菱商事は5.8%、三井物産も5.5%にすぎません。

なぜ商社の実効税負担率がこれほどまでに低いのか。公開資料からの分析ですので、細部についての実態は必ずしも正確には分かりません

4) 富岡幸雄「法人税を下げる前に企業長者番付の復活を」『文藝春秋』第91巻第10号(2013年9月臨時増刊号)、146-148頁。

が、かねてより私が指摘している、「外国税額控除制度」の欠陥による控除額の拡大適用が原因の1つでしょう。

そのうえ、09年に設けられた「外国子会社配当益金不算入制度」の恩恵も大きいと見ています。一定の要件を満たす海外子会社であれば、受取配当額の一律95%を益金に算入しないという制度です。

大手商社の場合、世界中で資源開発など様々なプロジェクトに出資をして、配当という形で収益を得ています。もちろん、現地の低い税率で税金を納めてはいますが、日本の本社に環流させる収益には殆んど税金がかかっていない。おそらく三菱商事も三井物産も、この制度を活用して法人税額を低く抑えているのでしょう。

この制度は、これまで海外子会社に溜め込まれがちだった収益を、国内に環流させることを目的に設けられました。つまり、税金はかけないから、カネだけ日本に環流させてくれ、と。企業の海外移転に歯止めがかからない状況下で、さすがの財務省も背に腹は代えられなかったのでしょう。

とはいっても、海外子会社の収益を日本に環流させても、たった「5%」にしか税金がかからない。つまり、実際の課税所得は、税引前利益より大幅に少ないことになります。必然的に、実効税負担率は分母が大きい分、非常に低い値となってしまふ。

国税庁の調査（2011年度「会社標本調査」）によれば、益金不算入とされる総額は3兆9,384億円に上り、そのうち96%が資本金10億円超の企業規模（連結納税グループ企業を含む）の適用額です。仮にこれらの額のすべてに30%の法人税（国税分）を課税すれば、1兆円を超える税収増になっていたはずです。」

6 日本航空・メガバンク・日産自動車・HOYA・トヨタ自動車・京セラ・本田技研工業の税負担軽減手段

日本航空、メガバンク、日産自動車、住友金属鉱山、HOYA、トヨタ自動車、京セラ、本田技研工業等、いずれも業績良好で日本を代表する著名な巨大企業について、同誌では、次のように述べている⁵⁾。

「事実上の倒産企業として法人税減税の特別措置を受けた日本航空は、実効税負担率は11.7%。欠損金の繰越期間が9年間に延びたため、国交省の試算によれば、日本航空は18年度まで約3,110億円分の法人税を支払わなくて済むといえます。稲盛和夫名誉会長は、『文藝春秋』（12年8月号）で「一般の赤字会社と同じ扱いを受けているだけ」と開き直っていましたが、法人税の大幅減税という形で、国から補助を受け続けていると言ってもよいでしょう。

同様に、メガバンク各行は業績好調だったにもかかわらず、2001年度以来、長年にわたって国への法人税を減免されてきました。90年代後半からの不良債権処理があまりに巨額で、多額の繰越欠損金を抱えていたためです。三菱東京UFJ銀行は11年3月期、みずほ銀行や三井住友銀行などは今年3月期ようやく法人税納入を再開しています。

それでも、みずほ銀行は、実に僅か0.5%、三井住友銀行も7.5%、みずほコーポレート銀行は10.4%という低水準です。

大手商社や日本航空、メガバンクは少し極端な例かもしれませんが、私が注目してきた実効税負担率が低い企業、例えば、住友金属鉱山(23.2%)、HOYA(26.9%)、トヨタ自動車(27.1%)、京セラ(29.4%)、本田技研工業(29.6%)などは、法定正味税率(40.69%)を大きく下回っています。

5) 富岡幸雄，前掲誌，148-149頁。

ただ、企業がいかにして税負担を軽くしているかは公表資料だけではなかなか掴めません。しかし、その一端が垣間見える企業がありますので、その例をとりあげてみましょう。

日産自動車の実効税負担率は28.8%。法定正味税率の7割程度です。日産の有価証券報告書には、〈法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳〉という項目が掲載されています。少し難しいですが、要するに、どのような手段で、どれほど法人税納付額を減らしているのか、が株主に示されているのです。

例えば、13年3月期の決算資料を見ると、〈在外連結子会社の税率差△5.0%〉とあります。海外子会社は各国の税率に従って法人税を納めますが、日本の税率との差が平均5.0%あったということです。そこから逆算すると、海外子会社を日本に置くよりも、法人税額が約258億円安くなったことが分かります。

また、決算資料に〈税額控除 △3.9%〉とありますが、これは政策減税の恩恵と見られます。政策減税には研究開発減税やグリーン投資減税をはじめ、数え切れないほどの種類があります。日産は自動車会社ですから、おそらく特別試験研究費の税額控除などを活用しているのでしょう。法人税額は約201億円安くなった計算になります。

ちなみに、この特別試験研究費の税額控除は、これまで法人税額の20%までを上限として認められて来ましたが、13年度の税制改正によって上限は30%に引き上げられています。とりわけ大企業はこの税制改正の恩恵を受けていると思われます。

光学機器メーカーのHOYAは、ほとんどの年で実効税負担率を20%台に低く抑えている企業です。HOYAも日産同様に有価証券報告書で、節税の実態を一部公開しています。なかでも目を惹くのは、やはり〈海

外子会社の適用する法定実効税率との差異)です。この項目を見ると、海外と日本との税率差で、毎年20%もの節税を行っていることが分かります。

大企業は、こうした様々な減税手段を駆使することで、分子の「法人税等の納付額」を限りなく抑えているのです。結果、実効税負担率は驚くほど低くなっています。」

7 課税所得を低く抑える複雑多様な手段とタックス・イロージョンやタックス・シェルターの実態

課税所得は、タックス・イロージョンやタックス・シェルターにより縮小化され実効税負担率を低くしている事情について、同誌においては、次のように述べている⁶⁾。

「しかし、大企業の節税手段は、これだけではありません。むしろ、氷山の一角と言っていいでしょう。

大企業には、経理のエキスパートがいます。彼らは税務会計の細部にまで通じ、海外の税制度にも詳しい。ときには国税当局の大企業担当者も太刀打ちできません。

実は、彼らが最も腐心しているのが、実効税負担率計算の基礎となる「課税所得」をいかに低く抑えるか、なのです。納めるべき税額とは、「課税所得×税率」で算出されます。つまり、ベースとなる「課税所得」が少なれば少ないほど、納める法人税額は少なくて済む。大企業の課税所得は、税制上に潜んでいるタックス・イロージョン（課税の浸蝕化）や、タックス・シェルター（課税の隠れ場）によって縮小化されている

6) 富岡幸雄, 前掲誌, 149-150頁。

のです。

その最たる例が、「受取配当金益金不算入制度」でしょう。企業が他社の株式を持った場合、その受取配当金は課税益金に算入しなくてもよいという「法人間配当無税」という制度です。関係会社株式等にかかわる配当については100%、それ以外のものについては50%が益金不算入となります。つまり、受取配当金収入は財務会計上は収益として計上されますが、税務上は益金に算入されず、課税所得を計算する際に除外されるのです。

トヨタ自動車の受取配当金は2008年から13年までの6年間で、なんと2兆3,246億円にのぼります。三菱商事も同じ期間で2兆874億円です。三井物産、日本電信電話、本田技研工業、日産自動車の4社でも1兆円を超えています。

トヨタの場合、この2兆3,246億円の多くが税務上の益金に算入されず、その分、課税所得が少なくなる計算になります。仮にこれらが益金に算入されていれば、もっと多くの法人税を支払うことになっていたはずです。

大企業は多くの他社株式を保有して、巨額の配当金収入を受け取っています。国税庁の資料をもとにした私の試算では、2003年から6年間の合計額は45兆7,966億円に達し、このうち巨大企業（資本金10億円以上の法人とその連結決算に組み入れられる法人）だけで9割、40兆4,344億円を占めています。

そして、この制度を利用した課税除外分は31兆6,938億円あり、このうち巨大企業が9割、27兆9,003億円にのぼります。少なくとも、この巨大企業分は課税対象にすべきでしょう。国税の法人税だけで、8兆3,700億円もの財源を失っていると推定できます。

このほかに、大企業は余裕資金で自社株を購入し、巨額な自己株式の

譲渡益を得ていますが、税法上、資本等取引であるとの理由で現在は課税されていません。例えば、野村ホールディングスは2009年3月期から12年3月期までに、自己株式の売買で123億円もの譲渡益を得ているのです。」

8 巨額な受取配当収益が課税対象から除外され、見逃されている巨大な財源の喪失

課税所得を減らし企業の税負担を著しく軽減している「最たる例」として受取配当金の益金不算入制度の存在を挙げてきたが、これは、目下の法人税制改革の最大のテーマの1つである。まず、マクロ的なアプローチにより検討する。

最近における受取配当金の益金不算入額の状況は、〔図表5〕にみるように次第に膨大な金額となっている。企業の業績には大きな変化がないのに受取配当額は、2003年度の2兆5,145億円から累年にわたり急速に増大化し、07年度は、11兆5,975億円に達している。

別の資料によると、2004年3月期の上場企業1,809社（新興三市場を除く）の平均配当性向が23%に過ぎなかったが、08年3月期には30%弱にまで上昇した。これが景気後退期の09年3月期になると、配当性向が340%に上昇することが予想されたのである。これは純利益の3倍以上の配当額を意味しており、純利益の減少が響いていることもあるが、最近の高額配当は異常である。

2001年の改正商法の規定を継承した会社法が2006年に施行されてから、これまでの利益の配当に加えて、さらに、資本の払戻し、資本準備金の減少分までもが「剰余金の処分」として配当財源になり、まさに、“利益がなくとも配当が可能”となった事情を反映しているものと考えられる。

近年、日本の社会には異常な変化が進行しており、日本の企業経営者の

〔図表5〕 過去9年間で12.4兆円、2011年度分だけで約1.5兆円の増収
 —巨額な受取配当収益の課税対象からの除外状況—

年度 区分	受取配当額		無税配当額		無税割合		(参考) 法人税収の 空洞化の状況	
	全体額	巨大企業 分(対全 体比)	全体額	巨大企業 分(対全 体比)	全 体 分	巨 大 企 業 分	法人税収 の総額	無税配 当の対 税収比
	億円	億円	億円	億円	%	%	億円	%
2003 年度 分	2兆5,145	1兆9,759 (78.5%)	2兆2,384	1兆7,608 (78.6%)	89.0	89.1	10兆1,152	22.1
04	6兆5,085	5兆7,725 (88.6%)	2兆8,211	2兆3,659 (83.8%)	43.3	40.9	11兆4,437	24.6
05	5兆9,944	5兆4,686 (91.2%)	4兆3,439	4兆0,233 (92.6%)	72.4	73.5	13兆2,736	32.7
06	10兆1,787	9兆0,478 (88.8%)	6兆6,221	5兆8,712 (88.6%)	65.0	64.8	14兆9,179	44.3
07	11兆5,975	10兆2,806 (88.6%)	8兆3,074	7兆2,765 (87.5%)	71.6	70.7	14兆7,444	66.3
08	9兆0,027	7兆8,890 (87.6%)	7兆3,608	6兆6,026 (89.6%)	81.7	83.6	10兆0,106	73.5
09	5兆9,650	5兆2,527 (88.0%)	4兆7,540	4兆2,192 (88.7%)	79.6	80.3	6兆3,564	74.7
10	6兆9,542	5兆9,378 (85.4%)	5兆8,743	5兆0,982 (86.7%)	84.4	85.8	8兆9,667	65.5
11	6兆8,340	6兆1,169 (89.5%)	5兆7,759	5兆2,361 (90.5%)	84.5	85.5	9兆3,514	61.7
計	億円	億円	億円	億円	%	%	億円	%
	65兆5,747	57兆6,648 (87.9%)	47兆3,844	41兆6,123 (87.8%)	72.2	72.1	99兆1,808	47.7

- (注) 1. 内国法人が受ける剰余金の配当等のうち、一般株式等に係る配当等の50%相当と、連結法人株式会社等および関係法人株式会社等(株式保有割合25%以上)に係る配当等の全額100%は、法人の課税所得の計算上、納税申告書においては減額調整することができて「益金不算入」として課税除外(非課税)とされている。
2. 受取配当額と、このうち課税除外となる「無税配当額」につき平成16年度分から平成23年度分まで9年間にわたり全法人分と巨大企業分(資本金10億円以上と連結法人)とに区分して調査し表示した。
3. 改正商法の規定を継承した会社法が制定されてから大企業の配当性向が急速に上昇しており、株主法人が受け入れる投資収益である受取配当額は著しく増大し、巨額な受取配当収益が課税除外となっている。
4. 法人税収は経済の低迷を反映して、著しく低調に推移している。このため益金不算入となる無税配当額の対税収比率は、2003年度に22.1%であったのが平成2009年度は74.7%(2011年度は61.7%)のように年度ごとに急上昇している。
5. 「受取配当額」「無税配当額」(全体額、巨大企業分)の億円未満を切捨てており、「法人税収総額」の億円未満を4捨5入している。「%」の小数1位未満を切捨てている。

〔出所〕 財務省資料・国税庁企画課編『税務統計からみた法人企業の実態』を基礎資料に分析し作表している。

意識が大幅にアメリカナイズされてきている。バブル崩壊と「失われた10年」以降は、日本企業でもアメリカ型経営への傾斜と、株主重視の傾向が急速に強まってきている。そのための現象として「配当性向の増大」と、「労働分配率の減少」がみられ、株主への配当金の大幅な増額と、派遣や委託の活用を含む従業員の給与水準の傾向的低下が顕著になっている。

日本における全上場企業の個人株主の持株比率は、僅か20%程度にすぎず、80%近くが法人株主となっている。この状況は、ここ20年以上も変わっていない。

社会的実在としての大法人企業を単なる個人株主の集合体などとするのは、全くの幻想であり根拠がないのである。日本の大法人企業の多くには、法人所得が最終的に個人株主に帰着するなどという前提は存在しない。

したがって、大法人企業の受取配当金には、法人企業と株主個人の二重課税排除のための「受取配当益金不算入制度」（法人間配当無税）を適用する根拠は成立しないのである。

それにも拘わらず〔図表5〕にみるように、過去9年間の受取配当額の合計額は、65兆5,747億円の巨額に達し、このうち、巨大企業（資本金10億円以上の法人と連結法人）分が、実に87.9%の57兆6,648億円を占めている。

しかも、受取配当益金不算入制度により課税除外（非課税となる「無税配当」）分が、全法人分として47兆3,844億円あり、このうち巨大企業分が87.8%の41兆6,123億に達している。

少なくとも、この巨大企業分の「41兆6,123億円」については、本来、課税対象として然るべきである*。

*** 過去9年間において12.4兆円もの巨額な財源を喪失**

「大小企業区分税制」の構想により〔図表5〕にみる「巨大企業分」を資本開放性の大企業に適用すべき「大企業法人税制」によるものとすれば、過去9年間の受取配当金の課税除外額は41兆6,123億円に達しており、国税の法人税だけで、実に12兆4,830億円の巨額な財源を喪失していることが推定できる。

2007年度分だけをみても受取配当金の課税除外額が7兆2,765億円であり、喪失している財源は2兆1,820億円と推定できる。

巨大企業の税負担を著しく軽くしている要因の1つとして「受取配当金の益金不算入制度」があるが、巨大企業が、いかに大きな受取配当金を取授しているかをミクロ的に分析し個別の企業別に調査した結果を示すと〔図表6〕のようである。

さらに、海外子会社からの受取配当金についての課税除外の状況を示す

〔図表6〕 課税除外となる受取配当金の多い巨大企業リスト
 ——会社決算では収益に計上するが、その多くの部分が課税の対象となっていない——

社名	2008～2013年度の 6期分の合計(百万円)	社名	2008～2013年度の 6期分の合計(百万円)
トヨタ自動車	2,324,679	丸 紅	511,379
三菱商事	2,087,425	NTTドコモ	390,792
三井物産	1,627,525	デンソー	253,537
日本電信電話	1,409,685	H O Y A	200,759
本田技研工業	1,156,083	京 セ ラ	200,390
日産自動車	1,042,855	住友化学	190,441
パナソニック	553,299	住友金属鉱山	172,559
住友商事	517,225	トヨタ紡績	87,330

- (注) 1. 内国法人が受ける剰余金の配当等のうち、一般株式等に係る配当等の50%相当と連結法人株式等および関係法人株式等（株式保有割合25%以上）に係る配当等の全額100%は、法人税の課税所得の計算上、納税申告書において減額調整することができて「益金不算入」として課税除外（非課税）とされている。
2. 改正商法の規定を継承した会社法が制定されてから大企業の配当性向が急速に上昇しており、株主法人が受け入れる投資収益である受取配当額が著しく増大し、巨額な受取配当収益が課税除外となっている。
3. 各社の有価証券報告書の単体損益計算書に計上している「受取配当金」から試算した。

と〔図表7〕のようである。

2019年4月1日以後開始する事業年度から適用されている海外子会社からの受取配当金の過去2年間の無税配当総額は7兆8,801億円の巨額に達し、このうち、巨大企業（資本金10億円以上と連結法人）分がその96.0%を

〔図表7〕 海外子会社からの受取配当金益金不算入額
—巨額な受取配当収益の課税対象からの除外状況—

年度区分	無税配当額						(参考) 法人税収の空洞化の状況	
	無税配当総額		巨大企業分		巨大企業割合		法人税収の総額 の総額	無税配当の対 税収比
	事業 年度数	金額	事業 年度数	金額	年度数	金額		
		億円		億円				
2010年度分	2,319	3兆9,417	1,089	3兆7,839	47.0	96.0	8兆9,667	44.0
11	2,762	3兆9,384	1,169	3兆7,790	42.3	96.0	9兆3,514	42.1
計		億円		億円	%	%	億円	%
	5,081	7兆8,801	2,258	7兆7,529	44.4	96.0	18兆3,191	43.0

- (注) 1. 内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等のうち、その剰余金の配当等の額に係る費用に相当する金額として、その剰余金の配当等の額の5%を控除した金額を法人の課税所得の計算上、納税申告書においては減額調整することができて「益金不算入」として課税除外（非課税）とされている。〔2009年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。〕
2. 外国子会社から受ける剰余金の配当等のうち、課税除外となる「無税配当額」につき2010年度分から11年度分まで2年間にわたり全法人分と巨大企業分（資本金10億円以上と連結法人）とに区分して調査し表示した。
3. 外国子会社から剰余金の配当等を受けた法人の事業年度数（1年決算法人は1事業年度、半年決算法人は2事業年度）における巨大企業の全事業年度数に対する割合は50%未満であるが、「無税配当額」の割合は、巨大企業が約96%を占めている。
4. 法人税収は経済の低迷を反映して、著しく低調に推移している。このため外国子会社からの剰余金の配当等の益金不算入となる無税配当額の対税収比率は、2010年度に44.0%、11年度は42.1%になっている。

〔出所〕 財務省資料・国税庁企画課編『税務統計からみた法人企業の実態』を基礎資料に分析し作表している。

占める7兆7,529億円に及んでいる。

9 課税されない巨額の内部留保や海外子会社を使ったゼロ・タックス 節税スキームが花盛り

外国子会社配当金益金不算入制度や租税特別措置による非課税の準備金という制度的な特例税制とともに、グローバル大企業の場合は海外子会社を駆使しての移転価格操作やタックス・ヘイブンの濫用等によるアグレッシブ・タックス・プランニングによる税源浸蝕・利益移転による税軽減策を盛んに展開していることにつき、次のように述べている⁷⁾。

「日産自動車の志賀俊之 COO は、朝日新聞（2013年7月1日付）のインタビューで、「日産も売上の半分、営業利益も6割を海外で稼いでいるが、海外子会社から配当などの形で国内に利益を戻し、納税もしている」などと発言しています。

しかし、先ほど説明したように、外国子会社配当金不算入制度によって、海外子会社の配当については、95%まで益金には算入されません。その分、課税所得は低く抑えられているのです。決して「納税している」などと胸を張れるような話ではないのです。

他にも、課税所得を抑える方法があります。例えば、租税特別措置法によって、将来の負担に備えて積み立てておく準備金は税法上、損金として算入されます。具体的には、海外投資等損失準備金や海外探鉱準備金、特別修繕準備金、原子力保険等の異常危険準備金などがあり、対象業界は様々ですが、これも恩恵を受けているのは多くが大企業です。

損金として算入されますから、その分、課税所得が少なくなります。例

7) 富岡幸雄，前掲誌，150-151頁。

えば、日産の場合、〈租税特別措置法上の諸積立金等〉は2013年3月期現在で、約5,769億円にのぼっています。積み立てている限り、5,000億円超もが課税所得から減額されるのです。企業から見れば、この準備金は、まさに「課税所得を減らしてくれる巨額の内部留保」だと言えるでしょう。

課税所得を抑える手段は他にもたくさんあります。特にグローバル化が進む大企業の場合、海外子会社を使った地球的次元におけるゼロタックス・節税スキームが目立っています。

その1つが、海外関連企業との取引による「移転価格操作」です。簡単に言えば、日本にある親会社が海外子会社に、他企業との取引よりも安い価格で売ること、親会社の利益を減らし、海外子会社の利益を増やす取引のことを指します。それに、タックス・ハイブんにトンネル会社を設けてそこに利益を集めるようにすれば、相当なことができます。

当然、税務当局は、所得の海外移転による税逃れを防ぐ目的で、移転価格税制を適用します。2008年には本田技研工業が中国子会社の利益をめぐる、1,400億円の申告漏れを指摘されました（ホンダは「2010年6月、日中の税務当局と相互協議で合意に達し、適正に申告を行った」と回答）。

10 企業エゴ至上主義に傾斜している巨大企業の経営者に社会的責任の自覚を要請

儲かりさえすればよいと行動している巨大企業の経営者に社会的責任の自覚を要請し私は『文藝春秋』誌の今回の論文で「経営者の社会的責任とは」として、次のように記述しておいた⁸⁾。

「HOYAの江間賢二CFO（当時）が朝日新聞（2013年6月3日付）でこ

8) 富岡幸雄，前掲誌，151頁。

んな発言をしています。

「欧米の株主は税もコストという感覚。少なくとも税の支払いも欧米企業並みにしないと、投資をしてくれない。企業は環境に適応するしかない。税をどこに払うか、生産や雇用をどこにするか、企業は国を選べる時代だ」

察するに、“税金はコストだから安ければ安いほど良い”のだから、自分の企業さえ儲かれば、日本経済が空洞化しても関係ない、という感覚なのでしょう。哀しいことに、これが現代の多くの大企業の経営者の本音だと思います。

確かに大企業といえども、タックス・プランニングによって節税を図ることは正当な権利です。だからといって、タックス・ヘイブンなどを悪用したり、税制の不備を衝いた「避税」まで許されるのでしょうか。

そもそも企業の社会的責任とは本来、黒字を出して雇用とともに、より多くの税金を払うことで、国家の安全保障や国民の福祉などに貢献する。それが、社会の公器たる企業のあるべき姿です。

ところが、いまの日本では、多額の納税を行う企業を尊敬する社会的風土が失われているのです。

そこで、企業の納税行動を透明化するために、「申告所得金額の公示制度」（企業長者番付）を復活するとともに、あわせて納税額を開示する制度を設けることを提案します。企業長者番付は2006年、高額納税者番付とともに廃止されてしまいました。

法人税制においては、最大の欠陥であるタックス・イロージョンを解消し、課税ベースの公正化を図れば、仮に税率を大幅に引き下げても税収は増加するはずで、安倍政権には、景気回復を腰折れさせる危険の大きい2014年4月の消費税増税を中止し、「画龍点“税”」を欠くことのない英知に溢れた賢明な選択を望みます。

そして、大企業の経営者には、今一度、国家とは何か、企業の社会的責任とは何か、ということを考え直してもらいたいと思います。」

要するに、国にとって稼ぎ頭である大企業がグローバル化し、無国籍化して「国に税金を払わない大企業群」となってしまう、税制が空洞化して財政赤字の元凶となっているのである。

企業の稼ぎが国家と国民にとってプラスの要因として作用しない異状な現象が進行し、国家の基盤が崩壊しつつあるのである。そして、その「ツケ」は、消費税増税の限りない猛威として、庶民に襲いかかっている。

大きなことを言い、政府に対し勝手なことを要求している巨大企業が、法人所得を幾ら申告し、実際には幾らを納税しているかを公表する制度を復活し、納税状況の実態を社会に開示し、透明化することにより、大企業の経営者に社会的責任について自覚を求めたのである。

Ⅲ 国を棄て世界に飛躍し大儲けしている日本の大企業

——国家の衰退と課税権のナショナル・インタレストの黄昏——

1 安倍政権の3本の矢の本命である「成長戦略」の急所に潜んでいる 落とし穴

安倍晋三政権は、デフレと円高の解消を目指しインフレ目標を設定し金融緩和を続けようとしているが、お金を流し込みすぎれば副作用もあり物価だけが上がり、国民の収入が増えなかったら生活は大変である。

アベノミクスで最も大事な本命は、成長戦略であり、「成長による富の創出」を唱え、民間投資の喚起による成長力の強化などを掲げているが、再生戦略としては迫力に乏しい。日本は企業国家であるから経済の再生は企業活動に依存している。

ここで問題なのは、経済のグローバリゼーションの進展に伴い、必然的

に、その頼りにしている企業の本性と構造それ自体が変貌し「無国籍化」していることである。

2 「多国籍企業の時代」から「無国籍企業の時代」へと変化した企業の体質と本性が大きく変貌

企業が成長すれば、国民に雇用の機会が与えられ、給与の収入も上がり国民の生活も豊かになり、国の税収も増えて国民経済が繁栄するという、少し前まで信じられてきた「論理」は、グローバル化時代には通用しなくなってきた。そのために、次のような論点をどう考えるかが深刻な課題となる。

- ① 企業が経営と資本の論理に導かれて国境を越えて事業活動を拡大し効率的な経営をするグローバル時代に、企業が経営成果を獲得し豊かになったとしても、それで国民経済も豊かになることを期待することができないのではないか。
- ② 細る内需への危機感とともに、消費を急速に伸ばしている新興国やその周辺で生産するのが有利であるとして、現地生産や外国企業との合弁事業の形で、その国の市場に入り込む「企業の無国籍化」が進み、国内経済は益々「空洞化」し衰退してしまうのではないか。
- ③ 経済におけるグローバル競争が激しくなる中で大企業などに生産拡大の計画はあっても、それはどこも海外ばかりで国内には目が向いていない。企業が海外展開をすれば、国内では雇用の機会を喪失し失業が増えて、失業手当や再就職のための職業訓練などの歳出が嵩むばかりで若い人達の就職難は余りにも苛酷に過ぎる状況にあり、社会の閉塞感が深まるばかりではないか。
- ④ 大手企業は、国に税金を払わず従業員の給与をも抑制し、巨額な内部留保を蓄積し、金余りで、円高を追い風に怒濤のように国外に進出

して投資の重点は海外に向いている。そんな中で法人税率を引き下げても企業が国内において設備投資を増やして国内需要を持ち上げ経済成長を引っ張る主力となることは期待できないのではないか。

- ⑤ 近年、大手企業の経営者の経営哲学には寒心に堪えなくなっている。強欲資本主義の流れのもと、アメリカナイズした経営者は、米国の指令により制定された会社法の施行を契機として、企業利潤獲得本位に徹底した経営姿勢を深めている。企業経営における付加価値配分が株主資本に偏向し、労働者への分配が著しく抑制され、貧困者を多発し格差社会を生み、国内需要を減退させ、国民経済を破壊しているのではないか。
- ⑥ 国際的な資本移動の自由化、経済のグローバル化が著しく進展している中で、各国の税制や租税条約の差異を巧みに利用して、世界のどこの国にも税金を納めない、あるいは軽減するという国際的租税回避行動が極限に達している。このことは、各国とも政府にとって最も大きな税源であるべき企業からの法人税収の著しい減収を招き、世界的スケールで財政難を現出しているが、各国政府は、どのように対応すべきであるか。
- ⑦ 今、各国は自国企業の国際競争力の強化を目的に、法人税率の引き下げをしている。このまま「租税競争」を続け、際限のない法人税率の引き下げ競争が続けば、国民経済に必要な財源は乏しくなり国家財政は破綻してしまう。ところが、国の外においては、企業は現地生産などで高収益を上げ、巨額な利益が世界中をさまよって逃げ回っているが、このままでよいのか。
- ⑧ この辺で人類は、そろそろグローバル化時代に合った「無国籍企業」への課税や、巨大なファンドマネーの「奔放な金融取引」による大儲けに対する課税のあり方を根本的に考えることが緊要な時期にき

ているのではないか。

3 国を出て海外進出に狂奔し巨額な利潤を上げている日本企業の無国籍化の実相

経済のグローバリゼーションの進展により、企業や個人の国境を越えた事業展開と投資活動が活発化している。日本企業の海外進出の状況は〔図表8〕でみるように、1995年度の10,416社から2010年度には18,599社と1.78倍にも増加している。

(1) 海外進出の投資決定の最大の動機は今後の需要拡大が見込まれること

日本企業の海外進出による投資を決定した際の判断ポイントを見ると、「現地の製品需要が旺盛または今後の需要が見込まれる」が、7割強で最も高い。これに続き、「納入先を含む、他の日系企業の進出実績がある」、「進出先近隣3国で製品需要が旺盛または今後の拡大が見込まれる」、「良質で安価な労働力が確保できる」の順になっている。

今後の需要拡大等が見込まれることを投資の意思決定ポイントとする割合が高くなってきているのである。

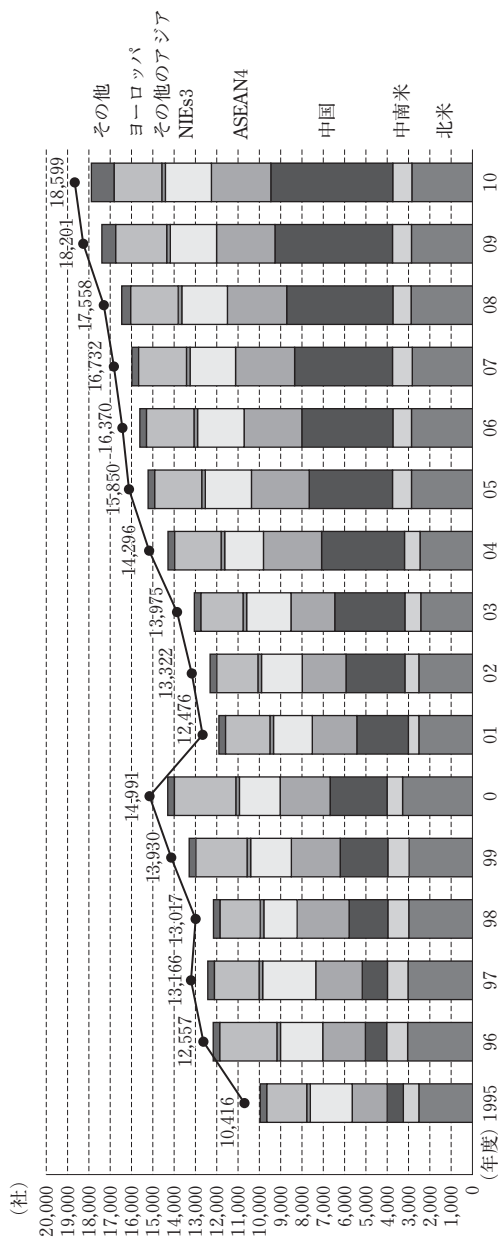
長期低迷し深刻化している日本経済の病原は、需要が供給力に比べて大きく不足している「需給ギャップ」が大き過ぎることである。怒濤のような日本企業の海外逃避は国内経済の「空洞化」を激化させ、経済の足を引っ張る大きなマイナス要因である。

(2) アベノミクスによる「雇用づくり」の目標の8.3倍もの500万人の雇用機会が海外流出

日本企業は巨大な労働市場を海外に提供している。日本企業の現地法人の雇用の状況は〔図表9〕にみるようである。2010年度末における現地法人の従業者数は、実に、約500万人で、安倍政権による「日本経済再生に向けた緊急経済対策」による「60万人の雇用づくり」の8.3倍もの「雇用

〔図表8〕 日本企業の海外進出の地域別増加状況の推移

——怒濤のような海外逃避で国内経済の「空洞化」が激化している——



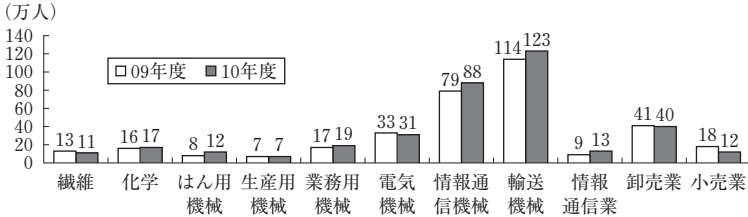
(注) 1. 日本企業の海外進出状況は、10年前の2001年は12,476社であったが2010年には18,599社に約1.5倍に急増している。細る内需への危機感、事業投資の拡大、グローバル展開の加速などを要因とし円高を追い風に海外進出が加速している。

2. 地域別にみると、アジア、ヨーロッパの現地法人数は増加し、北米は減少している。アジアは11,497社で全地域の61.8%を占め、なかでも中国は5,665社で全地域に占める割合は29.9%である。ベトナム、インド等の「その他のアジア」は743社で全地域に占める割合は拡大の傾向にある。

3. 「ASEAN4」はマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを示し3,027社、「NIEs3」はシンガポール、台湾、韓国を示し2,162社となっている。

〔図表9〕 日本企業の現地法人の雇用の推移と主要業種別の状況
 ——海外で500万人もの従業員を雇用し国内での失業者の
 激増を誘発している——

(1) 現地法人の主要業種別の従業員数



(2) 現地法人の従業員数の推移

(単位：万人、%)

	06年度		07年度		08年度		09年度		10年度	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
全産業	456	4.5	475	4.1	452	▲4.8	470	4.1	499	6.2
製造業	379	4.7	395	4.3	357	▲9.8	368	3.2	397	7.9
非製造業	77	3.7	79	3.6	95	19.9	102	7.3	102	0.0

- (注) 1. 日本企業の海外進出により巨大な労働市場を海外に提供し、そのことは国内における雇用機会を喪失せしめて失業者の群を造出し、国民経済を疲弊させていることがわかる。
2. 2010年度末における現地法人の従業員数は499万人、前年比で6.2%も増加している。
3. 製造業は397万人、前年度比7.9%増加している。業種別にみると輸送機械123万人（前年比8.1%増）、情報通信機械88万人（同11.5%）などが増加している。
4. 非製造業は102万人、前年比横ばい。業種別にみると、情報通信業13万人（同41.4%増）などが増加、小売業12万人（同▲35.8%）などは減少している。
5. 地域別にみると、アジア356万人（前年比8.4%増）、ヨーロッパ50万人（同5.7%増）ともに増加し、北米58万人（同▲5.5%減）は減少している。
6. アジアでは、ASEAN4が133万人（前年比13.6%増）、その他のアジア37万人（同21.4%増）、中国160万人（同3.4%増）が増加しており、NIEs3は25万人（同▲1.1%減）が減少している。

機会」が海外に流出している。

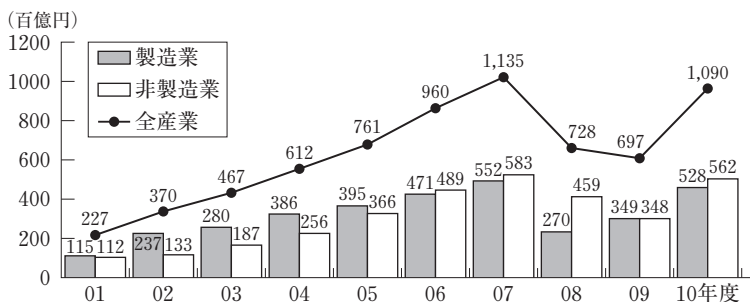
大手企業の国内の大規模な工場の閉鎖が続発し、失業者を造り出して、日本経済は益々疲弊させられている。その工場の行き先は、すべてが海外である。

(3) 海外進出した日本企業は国内企業の2倍近い10兆円の経常利益を稼ぐ高収益の効率経営

2010年における現地法人の動向は、海外生産比率18.1%、海外設備投資比率は17.1%と、それぞれ前年比で大幅に上昇している。現地法人の売上

〔図表10〕 海外進出の日本企業は巨額な高収益をあげ大繁昌の状況の推移
——売上高経常利益率は国内企業の2倍近くの効率経営を達成している——

(1) 現地法人の経常利益の推移



(2) 現地法人の売上高経常利益率の推移

(単位：%)

	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度
全産業	3.4	3.9	4.2	4.7	4.9	3.5	4.4	6.1
製造業	4.5	4.9	4.8	5.0	5.2	3.0	4.8	6.2
非製造業	2.4	2.9	3.7	4.5	4.7	4.0	4.0	6.1
(参考) 国内法人	2.7	3.1	3.4	3.5	3.4	2.4	2.3	3.2
製造業	3.9	4.8	5.0	5.3	5.1	2.3	2.4	3.9
非製造業	2.2	2.5	2.8	2.7	2.7	2.4	2.3	2.8

- (注) 1. 海外進出した現地法人は、国内企業の不振をよそに高収益経営をし巨額な経常利益をあげ飛躍している。
 2. 2010年度の現地法人の経常利益は、実に10.9兆円の巨額に達している。前年度比53.1%増加という驚異的な好業績である。製造業は5.3兆円（前年度比51.1%増）、非製造業は5.6兆円（前年度比61.5%増）で、ともに増加している。
 3. 地域別にみると、アジア4兆7,995億円（前年度比32.3%増）、北米1兆7,250億円（同66.5%増）、ヨーロッパ1兆460億円（同121.8%増）で、ともに増加している。
 4. 売上高経常利益率は6.1%で、前年度と比べ1.7%ポイントも上昇し2年連続にわたり上昇している。国内法人の水準を2.9%ポイントも上回っている。

高は2桁増で、経常利益、当期純利益、当期内部留保額は、いずれも大幅増であり、製造業の設備投資額が2桁増である。

現地法人の経常利益の推移と売上高経常利益率の推移は〔図表10〕にみられるように高収益を達成し、国内企業をよそに大繁昌の状況である。2010年度の経常利益は、実に、10兆円を超え、売上高経常利益率は6.1%にも達し、国内企業の3.2%の2倍近くの高収益の効率経営を達成している。

4 円高・金利安・豊富な自己資金で日本企業による海外企業買収の驚異的進展

日本企業による海外企業や事業のM&A（合併・買収）が、ここ数年間にわたり急増し世界を買いまくっている。円高、金利安、豊富な自己資金により、日本企業が潤沢な買収資金を準備できることが、その背景となっている。

2011年には643件、金額でも過去最高の698億ドル（発表時の為替レートで約5兆6,000億円）に達している（米国調査会社トムソン・ロイターの発表による）。

2012年においては、非常にハイペースで日本企業による海外企業の買収が、活発に行なわれている。そのうち、規模の大きい事例を挙げると、次のようである。

- (1) ソフトバンクによるスプリント・ネクステル（米国）の買収で、201億ドル（日本円で約1兆6,000億円）
- (2) 丸紅による穀物メジャーであるガビロン（米国）の買収で38億ドル
- (3) 伊藤忠によるドール・フード（米国）の加工品事業とアジアにおける生鮮品事業の買収で17億ドル
- (4) 大日本住友製薬によるボストン・バイオメディカル（米国）の買収で2,630万ドル

- (5) 旭化成による ZOLL (米国) の買収で2,200万ドル
- (6) 三井住友銀行, 三井住友フィナンシャル&リースによる RBS (英国) の買収で1,302万ドル
- (7) 東芝による IBM (米国) の POS 事業の買収で850万ドル
- (8) 武田薬品による URL ファーマ (米国) の買収で800万ドル
- (9) 電通による イージス (英国) の買収で651万ドル

5 大企業の世界的スケールでの税金逃れの実態と、その摘発の状況

日本企業の海外進出の状況には、前述のように目を見張るような驚異的な事象が多いのであるが、国にまともな税金を納めない税金逃れにも一段と凄まじいものがある。

(1) 海外取引を行なっている企業の税務申告漏れは国内企業の2倍にも増大

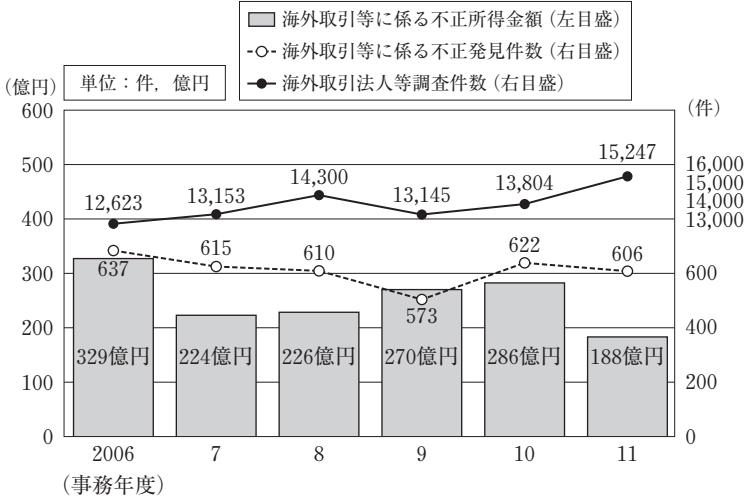
海外進出企業や海外取引に対する課税である国際課税にかかわる税務調査の実施状況と、それによる不正申告の摘発状況は〔図表11〕にみるようである。

2011事務年度における海外取引法人に対する税務調査件数は、全国ベース1万5,247件で前年対比110.5%、申告漏れ所得金額は2,878億円で前年対比118.8%となっている。このうち、不正計算を行なったものは606件で前年対比97.4%、不正所得金額は188億円で前年対比65.7%である。

海外取引法人等に対する税務調査件数は、近年増加傾向にあるが、これは、資金の海外への移動に関する資料情報の収集・活用や、租税条約等に基づく情報交換の積極的・効果的な活用などにより、効果的な税務調査を実施している結果のようである。

海外取引の税務調査には、外国法人に対する調査も含まれる。外国法人の調査は、そのほとんどを国税局調査部で実施しており、2011事務年度における調査件数は67件で前年対比56.8%で、摘発した申告漏れ所得金額は

〔図表11〕 国際課税（法人税）に係る税務調査による税逃れの摘発状況
 —海外取引を行なっている企業の税務申告漏れは2倍にも増えている—



項目区分	事務年度等	2006	7	8	9	10	11		
						前年対比	前年対比		
海外取引法人等に対する調査件数	件	12,623	13,153	14,300	13,145	13,804	105.0	15,247	110.5
海外取引等に係る非違があった件数	件	2,948	3,267	3,297	3,256	3,578	109.9	3,666	102.5
同上のうち、不正発見件数	件	637	615	610	573	622	108.6	606	97.4
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	億円	4,261	4,458	2,187	8,014	2,423	30.2	2,878	118.8
同上のうち、不正脱漏所得金額	億円	329	224	228	270	286	105.9	188	65.7

(注) 1. 国際課税に係る税務調査の状況につき調査件数とともに申告漏れ所得金額の摘発実績の推移を示している。
 2. 2010事務年度における海外取引法人に対する税務調査件数は、全国ベースで1万3,804件、そのうち海外取引に係る申告漏れが見つかった件数が3,578件である。このうち不正計算を行なっているものが622件、これによる不正脱漏所得金額が286億円である。
 3. 法人企業全体の調査件数が12万5,000社で、その申告漏れ所得金額は1兆2,557億円である。海外取引法人に係る税務調査は、全体の1割に相当するが、申告漏れ所得金額は全体の2割を占めているので、海外取引を行なっている企業の申告漏れが多額に及んでいることがわかる。

124億円で前年対比57.9%となっている。

(2) 国際課税における不正申告の手法と不正計算と認定される事例

国際課税にかかわる税逃れは、海外で稼いだ所得、儲けた利益を正しく申告しないことであるが、その手法は極めて多様である。海外で所得や収入を得ておきながら、各国の税制や租税条約の差異を巧みに活用し、どこにも税金を納めないとする国際的な租税回避の新手のスキームが横行している。

これまで比較的によく用いられてきた主要な手法を挙げると、次のようである。

- ① デリバティブを活用した複雑な金融派生商品の造出や投資ストラクチャーの操作
- ② SPC, LLC, パートナシップ, 匿名組合等の多様な事業体や組織を濫用
- ③ タックス・ヘイブンの活用とトランスファー・プライシングの利用を複合化して多様な国を渡り歩いての操作
- ④ 外国税額控除制度の欠陥を巧みに活用し控除額の拡大的操作による税負担の軽減策
- ⑤ 海外子会社等の援助のためにする売上原価や経費の架空計上, 売上高や収入の除外
- ⑥ 有所得の特定外国子会社等に帰属する利益を, 欠損を有する他の特定外国子会社等に付け替える操作
- ⑦ グループ別法人の事業資金を捻出するために有所得の特定外国子会社等において架空の経費を計上
- ⑧ 製造業である特定外国子会社等においてタックス・ヘイブン税制による課税を負わずために, 意図的にこの外国子会社の業種を卸売業と偽装

(3) タックス・ヘイブン活用による税逃れの実態と税務調査の状況

タックス・ヘイブン規制税制（外国子会社合算課税）に係る2011事務年度の税務調査の状況は、申告漏れ件数は102件で前年対比83.6%である。申告漏れ所得金額は315億円の前年対比246.1%となっている。申告があった法人において、適用対象となる特定外国子会社等が所在する国または地域は約70あり、そのうち、パナマ、ケイマン諸島、香港で約60%を占めている。これらの国または地域に所在する特定外国子会社が多いのは、パナマについては主に海運会社や商社等が便宜置籍船保有会社を設立していること、ケイマン諸島については法人税等の税金がなく、法人の設立が容易であること、香港については法人税率が低く国外源泉所得が非課税であることが理由である。

6 無国籍化している世界企業や巨大資本に対する租税国家の「追いつけない後追い」のウォーズ

多国籍企業を最大のエコノミック・エンティティとし、主役としているグローバルゼーションは、「多国籍企業の時代」を、タックス・ヘイブンとトランスファー・プライシングの「起動」によって、限りなく「無国籍企業の時代」へと変貌させつつある。

そして、「無国籍化」した世界の巨大企業は、その邪悪な本性をたぎらし、次々と新手の税逃れの手口やスキームを編み出して租税国家の最後の「砦^{とりで}」である「租税高権」に挑戦してきている。

法人税率の引き下げの租税競争から各国の財政を護るため、各国政府による税制の国際的ハーモナイゼーションという「幻想的建前」は、個別租税管轄権のナショナル・インタレストの「功利的現実」との相剋に苦悩を深めている。

いま、租税国家は、「幻想化」しつつある個別租税管轄権を振りかざし

必死になって税制の整備と執行の強化に努め、怪物化した無国籍企業や世界を暴走する巨大な資本と巨大マネーにより強行されつつあるタックス・イロージョンによる税逃れを規制しようとして「追いつけない後追い競争」に息を切らしている。

まさに、租税国家による個別租税管轄権のナショナル・インタレストの「幻想化」である。

Ⅳ 燃え上がる世界税金戦争の炎の拡大と蔓延激化

——企業と国家とともに各国間での富の奪い合いと相剋——

1 経済のグローバル化の加速による「タックス・ウォーズ」の激化に みる国々の攻防

いま、財政赤字にあえぐ世界の国々——各国政府は課税強化策の仕組み造りに動き、無国籍化した多国籍企業の「課税逃れ」を、どう防ぐか、グローバル経済を牽引する情報（IT）企業など巨大企業が、複雑な税制の抜け穴を利用して巨額な税金を免れているのを追及するのに知恵をしばっている。特に、金融危機以降、益々拡大する財政赤字を抱えて税収確保に悩む各国にとって問題は深刻である。

日本をも含めて先進各国において税収確保が困難な状況に陥っているのは、一定水準のコンプライアンスと企業倫理を前提に組み立てられた税制において、無国籍化したグローバル巨大企業が、世界規模で追求する「ゼロ・タックス化」（租税極小化）戦略に対抗する適切な防御措置がないことである。

問題の根源となる背景には、経済のグローバリゼーションの進展に伴い、必然的に企業の本性と構造が変貌し、「無国籍化」していることである。企業が成長すれば、国民に雇用の機会を与え、働く人達の給与も上がり、国民の生活も豊かになり、国の税収も増えて国民経済が繁栄するとい

う、少し前までは信じられてきた「論理」は、グローバル時代には通用しなくなっているということである。

2 国境をまたぐゼロ・タックス・スキームにより世界のいずれの国にも税金を払わない無税企業を摘発

(1) 英国下院決算委員会でグーグルの節税手法を「課税を逃れるためのまやかしだ」と追及

2013年5月中旬の英国の下院決算委員会で、米国グーグル社の欧州幹部に議員が詰め寄った。

委員会は、内部告発を基に収入源のネット広告について「交渉から契約まで英国の子会社が行なっている」と指摘し、英国での売上が2011年は41億ポンド（約6,300億円）にも達しているのに、英国への納税額が僅か600万ポンドにとどまった理由を追及した。

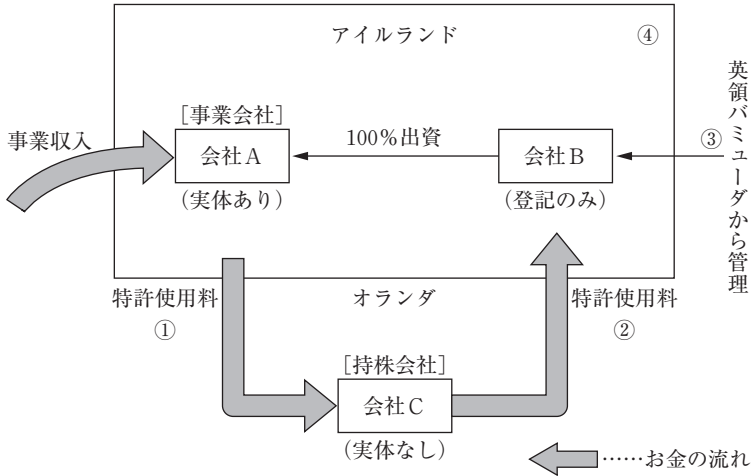
幹部は「企業と契約する権限は、欧州などを管轄するアイルランドの事業会社にある」と説明し、英国の子会社は販売業務を代行しているに過ぎないと主張したが、委員長は、これに対し「非倫理的だ」と非難した。

からくりの舞台は、アイルランドにある。首都ダブリンの港湾に近いオフィス街にグーグルのグループ会社が僅か約500メートルの間に2つある。A社はカジュアルな服装の技術者が行き交ういつものグーグルであるが、もう1つの会社Bは、登記だけで、登記上の住所には弁護士事務所があるだけである。

そのうえ、複雑な仕組みをとり、アイルランドにつくった2つの関連会社の間にも実態のないオランダの関連会社を介在させてライセンスを譲渡する。対価である特許使用料の支払いも、直接でなく、オランダの関連会社を迂回させている。それはアイルランドとオランダの取り決めで支払いは非課税になっているからである。

〔図表12〕 グーグルのゼロタックス・スキームのイメージ

—多様な節税手法を複合的に組み合わせた節税手法—



(注) グーグルが採用した節税手法である「ゼロタックス・スキーム」のポイントは、次のようである。

1. アイルランド事業会社Aの支払利息や支払使用料による損金計上によって所在地の法人税のゼロ化ができる (①で表示)。
2. 「導管国」(オランダ)の中間持株会社Cの介在により、これらの受取段階の非課税化ができる (②で表示)。
3. 無形資産保有会社・金融会社であるアイルランド第二会社B(本店所在地国ベースではアイルランド法人であるが、アイルランドの実質管理支配地基準ではバミューダ法人)等へ支払う段階でEU指令(EU Directives)や租税条約の特典の利用によりゼロタックス化ができる (③で表示)。
4. 米国は会社A→会社Bのお金の流れを法人間ではなく、本店と支店のやりとりとみなして課税しない (④で表示)。
5. このスキームにおける各ステップ取引は、事業会社の所在地国、導管国、これを経由する支払先のEU加盟国やタックス・ヘイブンでは合法的なものとされる。しかし、これらの外国事業体が、日本法人の関連会社である場合に、それぞれが是認されるかは現行法の解釈が明確ではない。
6. このようなケースについて、たとえ各ステップ取引が現地法のもとで合法的であっても、全体としてみれば国際的租税回避スキームに当たるとして是認しない政策をとるのであれば、その運用を課税当局の判断に委ねることなく、立法により措置すべきである。

さらに、関連会社を管理する会社をタックス・ヘイブン（租税回避地）である英領バミューダに置くことでアイルランドの非居住者とみなされ法人税も免除される。

アイルランドの法人税率は12.5%で英国のほぼ半分で、経済協力開発機構（OECD）34カ国では最も低い。グーグルの収入の大半は開発した技術の特許使用料であり、ネット広告がクリックされるごとに特許の使用料収入も増えてくる。

特許のライセンスをアイルランドに移したのが節税戦略のキーポイントである。しかも、収入を税率の低いアイルランドから、さらにタックス・ヘイブンに移転させ、グーグルは、利益の一部を合法的にバミューダに逃しているのである（〔図表12〕を参照）。

(2) 米国議会上院国土安全保障政府活動委員会でアップル社の最高経営責任者が納税について証言

もともと節税回路を考え出したのは米国のアップル社であるとされている。米国議会がまとめた報告書によると、アイフォーンの爆発的ヒットで稼いだ1,000億ドル（約10兆円）以上の資金をアイルランドの子会社を利用して隠しているという。

5月21日、議会証言に立ったアップル社のティム・クック最高経営責任者は「税金から逃れる小細工は一切していない」と語ったが、国外で稼いだ資金を米国に戻そうとすると税率が高すぎることも主張していた。

(3) 益々拡大する国境をまたぐ世界的スケールでの巧妙なゼロ・タックスの節税スキームの展開

巨額の課税逃れが指摘された多国籍企業は、この2社にとどまらない。米国のマイクロソフトも同様の仕組みを利用しているといわれる。

国境をまたぐ節税戦略がIT企業が目立つのは、ソフトをダウンロードしたりする際の知的財産権の使用料をライセンスの譲渡などにより低税率

国の子会社に簡単に移し替えられるからである。現在のデジタル経済に税制が追いついていないといえる。

程度の差こそあれ、多くの企業が税率の低い国や地域に利益を集め、世界的スケールで税負担が軽くなるタックス・プランニングの巧拙を競っている。

例えば、企業の利益への知的財産の寄与度が高い製薬業についてみると、米国のファイザーや、スイスのノバルティスの実効税率は、ほぼ10%台である。

3 法人税が高いと騒がれているが、日本の大企業の実効税負担率も著しく低い

グローバル化とともに、企業は各国の税制における課税ベースの測定ルールや税率の差異を利用して、巧妙な手段により税負担を軽くすることに英知を傾けている。

日本企業では、前述のグーグルやアップルなど程には、タックス・ヘイブンに資産を移す露骨な「課税逃れ」が本格的に行なわれていないともみられているが、それでも本稿の冒頭で明らかにしたように、実効税負担率が20%台の企業が続出している。税率が低い国や地域への進出が増えているからである（〔図表13〕を参照）。

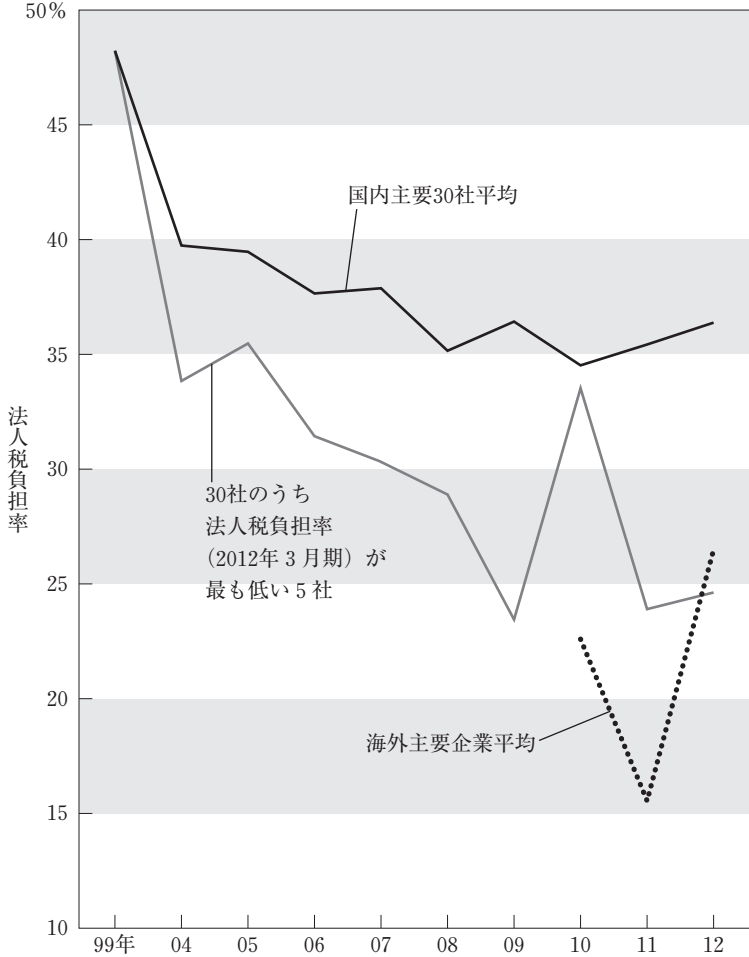
4 日米租税摩擦の終息を願うクリントン大統領閣下への要請の手紙の公開論文

世界の国々はグローバル企業の生み出す富をめぐって熾烈な争奪にしのぎを削っている。

「燃え上がる世界税金戦争の炎」として前述のように企業と国家の争い、つまり国家の租税高権への企業の挑戦という場面とともに、他面において

〔図表13〕 海外・国内の主要企業の法人の実効税負担率

——日本企業の税負担は急激に低下している——



- (注) 1. 海外主要企業は、2010年が24社、11年が23社、12年が21社である。
 2. 法人の実効税負担率が最も低い国内企業5社は、日産自動車、京セラ、HOYA、住友金属鉱山、住友商事である。

は多国籍企業をめぐる国家と国家——各国間における税金の奪い合いという争いがある。

ここでとりあげるのは、米国の外国企業への課税の強化であり、しかも、その徴税ターゲットが日本である。主題は、1980年代後半の第1次日米税金戦争に続く、90年代前半の第2次税金戦争である。

米国政府は、新たに立法手段や行政措置により在米外資系会社への増税と徴税強化を進めていた。そこで、私は、「日米租税摩擦の終息を願うクリントン大統領閣下への手紙」を公開論文として発表した⁹⁾。

9) Taxing Concerns, Unfair system for foreign firms in U.S. detrimental to international tax order, By Yukio Tomioka, BY THE WAY, Vol. 4 No. 2 Mar./Apr. 1994. pp. 32-36.

Trade frictions have for quite some time now flared across the Pacific between the United States and Japan. Beginning with the trade imbalance, they have now grown to encompass the areas of finance and then taxes.

This is also an indication of the suffering that the U.S. has gone through as a result of its inability to eliminate its budget and trade deficits. In order to cover the country's chronic tax revenue shortage, past President George Bush was forced to break his election promise not to raise taxes.

Current President Bill Clinton began to assert midway during his campaign that earnings of foreign companies operating in the United States had increased sharply over the past ten years, while their tax payments over the same period declined. Some 45 billion dollars in added tax revenues could be expected over the coming four years if taxes on the foreign firms were strengthened, he said. In actuality fact, the target of this tax blitz is Japanese corporations.

A former head of the Internal Revenue Service testified before a Congressional hearing in 1990 that assets of foreign companies in the U.S. grew three-fold in ten years, reaching 18 trillion dollars at the end of 1988, while the amount of taxes these companies paid showed almost no change. He was especially tough on Japan, stating that Japanese companies are strongly nationalistic and only want to pay taxes at home, and as a result try not to pay American taxes.

(1) 在米外国企業への課税強化を主張するクリントン大統領の誕生で日米税金摩擦は一段と激化

太平洋を挟んだ2つの大国、日本と米国との間に経済摩擦が生じて久しい。貿易の不均衡に始まった摩擦は、金融、さらには租税の分野にまで及んでいた。

これは財政と貿易という双子の赤字を解消できない米国の苦悩の現れでもある。慢性的な税収不足に対処するため、ブッシュ前大統領は、選挙時の公約を破ってまで増税に踏み切らざるを得なかった。

クリントン大統領は、大統領選挙期間中から、在米外国企業の収入はこの10年間に急増したが納税額は逆に減っているとし、外国企業への課税強化で、今後の4年間で450億ドルの増収を見込める旨の発言をしていた。実は、その徴税強化のターゲットこそ日本企業なのである。

「外資系企業の米国内における資産は1988年末で1兆8,000億ドルに達し、10年間で3倍となった。ところが、米国内での外資系企業の納税額は、殆んど変化していない」

日本の国税庁に当たる内国歳入庁（IRS）のゴールドバーグ元長官が、長官時代（1990年）に議会の公聴会でこのように証言していた。

同氏は、日本に対して強硬なスタンスを持っており、「日本企業は愛国心が旺盛で、自国である日本に税金を払いたがっている」といい、その反動として米国にはあまり払わないのだと非難してきた。

さらに、その後のピーターソン長官は、92年4月に下院歳入委員会で、外国系企業の過少申告をデータを挙げて証言していた。

(2) IRSの移転価格税制の濫用での不当な徴税攻勢に怯える多くの在米日系企業の苦悩

日本企業への課税強化そのものは、いまに始まったことではない。80年代後半には“第1次日米税金戦争”が勃発していた。87年にはトヨタ、日

産が、日本の国と地方から2社合計で約1,500億円もの還付を受け、それを米国のIRSに納付するという事態が起きていた。

その遠因は70年代末に米国財務省が、トヨタ、日産、ホンダの自動車メーカーの在米現地法人にダンピング法の適用を図ったことにあった。

そこで、この3社は疑惑否定のために、しかるべき資料を財務省に提出し、やがてダンピングの疑いは晴れた。ところが、それらの資料は、いつの間にか財務省の関税局からIRSに回り、今度は内国歳入法（IRC）第482条が規定している移転価格税制の適用を受けることとなった。

つまり、在米日系法人の親会社からの仕入れ価格が不当に高すぎると論難され、トヨタ、日産は米国内の現地子会社に対して適正ではない割高価格で製品を卸し、在米法人の得べかりし利益を圧縮して米国での法人税の支払いを免れていると認定したのである。

そして、また、日本企業の在米現地子会社は、IRSの苛烈な徴税攻勢の嵐にさらされたのである。まさに“第2次日米税金戦争”の炎が燃え盛っており、自動車、家電、コンピューター、音響、機械メーカー、総合商社、都市銀行、信託銀行などが軒並みやられていた。

5 激しい徴税攻勢のターゲットとなり米国に奪われる日本の税金

(1) 米国の激しい徴税攻勢の嵐による被害を受けた多くの業種にわたる日本の主要な企業群

当時、米国IRSの徴税攻勢のターゲットとなった日本企業は、前述のトヨタ、日産、ホンダをはじめ、ヤマハ発動機、富士通、東芝、日本電気、日立製作所、ソニー、パイオニアである。総合商社では、三井物産、丸紅、日商岩井、ニチメンである。

徴税攻勢の洗礼を受けた銀行は、都市銀行では、第一勧業銀行、住友銀行、富士銀行、さくら銀行、三菱銀行、三和銀行、東海銀行、東京銀行、

大和銀行が、ほかに、日本興業銀行、日本長期信用銀行がある。信託銀行では、三菱信託銀行、住友信託銀行、三井信託銀行、安田信託銀行、中央信託銀行、東洋信託銀行など、名だたる日本の大銀行が軒並みずらりと標的にされていた。

銀行のように在米支店の場合は、IRSにより更正処分されても日本からの還付問題はないが、外国税額控除によってアメリカで支払った分だけ日本での納税額が少なくなり、当然ながら、その分だけ日本の税収が減ってしまう。

(2) 利益の有無に拘わらず一方的な判断で認定課税をしようとする米国政府による悪法の行使

米国議会と米国政府は、当時、数年にわたり、在米外資系企業に対する増税と徴税強化のための一連の立法手段と行政措置を繰り返して断行してきた。

92年1月、米国財務省・IRSが公表したIRC第482条（移転価格税制）に関する新規則案は、「比較対象利益幅」（CPI）という概念を新たに導入し、一定の幅を持たせつつも米国所在の類似企業の利益率を用いて独立企業間価格（ALP）を認定しようとしたものであった。

移転価格税制においては、ALPを算定する方法として独立価格比準法（CUP法）、再販売価格法（RP法）、原価法（CP法）といった国際的に許容されている手法がある。

ところが、新規則案の内容は、CPIを用いた手法がそれらの方法に優先したり、CPIが恣意的に運用される恐れがあり、もしも規則案がそのままの形で執行された場合には、経済的な二重課税が生じ、企業の米国における営業活動に多大な影響を与えることが懸念された。

このため、内外の米国企業あるいは米国の条約相手国から、この改正案に対して多くの批判が投げかけられた。そこで93年1月13日、米国政府

は、これら各国、各界の意見や OECD 報告書の提言を受け、当初の規則案に大幅な改定を加えたうえで、暫定新規則を発表した。

しかし、新規則でも依然として難点のある「比較対象利益比準法」(CPM 法)が主流となっていることが非常に問題であった。新規則では、CPM 法が主要な独立企業間価格の算定方式として規定され、その他の方法は納税者の、あらかじめの選択が必要であるが、選択には厳しい要件が課せられていた。したがって、かつての CPI を優先適用しようとした新規則案と本質的に変わらないのではないかとみられるからであった。

そこで、CPM 法とは何か、が問われるが、要約すれば、IRS が類似すると考える企業(比較対象企業)を複数集めてきて、それらの収益率が収束する範囲内の一定点(それを定める基準は必ずしも明らかでない)との乖離部分に対して課税しようとするものである。

しかも、この CPM 法は、その具体的な適用基準が明確に規定されていないために、IRS に大幅な裁量が認められる形になっているところに問題がある。

実際の利潤の有無に拘わらずに認定課税の強行を図る CPM 法の基底部分の基本的発想には、次のような重大な問題点があった。

- ① 関連企業間の国際的取引から、米国側が常に一定額の税収を確保しようとする狙いがあるものとみられる。この点、「利益による比較を通じて、資産の取引価格の合理性の当否を判断する手法」を採用しているのはこのためであろう。
- ② 各国の移転価格税制は、基本的に「取引価格」に着目した“取引ベースのアプローチ”をとり、国際的にも是認された世界の共通ルールとなっている。それにも拘わらず、これとは異なる利潤に着目して比準を行なう“利益ベースのアプローチ”をとっていることは、米国政府と外国政府との間の対立を激化させ、国際課税のルールに混乱を招

くことになる。

- ③ 業界別に想定された標準的利益、つまり「得べかりし利益」を基準として課税するのは、いわば“認定課税”であり、“みなし課税”である。それは現実の Real Economic Income に課税すべきだとする所得課税の原点に逆らうことになる。そのような課税の仕方は、世界の租税理念を無視した独断的で一方的なエゴイスティックな課税権の濫用である。
- ④ 移転価格税制の基本的な考え方は、関連企業間取引が市場価格（第三者間取引価格）と乖離して不自然な場合に限り、はじめて租税回避の否認権の発動として行使されるものである。あくまでも取引価格の当否こそが問題であるから、結果としての利潤の分配に直結しない。

(3) 在米外資系企業に対する理不尽な課税強化は自由企業社会の健全な発展を阻害するおそれ

米国側においては、「日本企業は、そこそこに業績を拡大し、米国企業のシェアを食っている。このままでは利潤を上げ、納税し、株主へも適切に還元している米国企業が駆逐されてしまう。そして株主に還元せず、税金も払わない企業ばかりになってしまう」という危機感が台頭していた。クリントン大統領は、これに乗ったのである。

長期的視点に立ち、シェアの拡大を最大の目的として短期的利益の有無には目をつぶるという日系企業と、これとは対照的に短期的に利益が上がらなければ撤退するという米国企業の特徴がある。この経営上の考え方の相違が、一般的に低収益の日系企業と、相対的に高収益の米国企業という違いとなって現れる。

この相違には、スタートアップ・コストの問題、資本コストの日米間の相違の問題など多様な要因があり、必ずしも価格操作の問題だけに帰するわけにはいかない。したがって、日系企業の低収益が価格操作規制に関す

る税制上において一般的に問題ありと断定するのは誤りである。

真に価格操作規制税制上で否認すべき問題があるか否かは、事実関係と個別諸事情を考慮したうえで決定されるべきである。要するに、個別事案の取引にかかわる事実関係の認識こそが、極めて重要なのであって、一定の利益率をもって画一的に認定することは乱暴なことであり、課税権の濫用にほかならない。

それとも、現在の米国政府は、米国に進出している外資系企業に、あり得べき利益を出せる企業体質に経営構造を転換せよ、と迫っているのだろうか。

6 アメリカによる国際秩序を破壊する暴挙は止めてほしいとクリントン大統領に強く要請

私は、米国の最高責任者であるクリントン大統領に対し強く訴え要請したのである。

クリントン政権は、日本を真のパートナーとして、また日本人を尊敬し得る政策樹立の前提として、日本の市場開放の不十分さの問題点を指摘してきている。

自由貿易を基調とし、自由経済を国是としている日本も、市場開放にはいっそうの努力をつくさなければならない。まさに、いまこそ日本と米国は、世界における大国として相互に信頼し、尊敬し得られるベストな関係を構築すべきである。

そのためには、米国内にある日系企業に対する、いわれなき理不尽な徴税攻勢を直ちに止めるべきである。いま、米国に進出している日系企業は、そのほとんどが日本の代表的な企業であり、日米経済の基盤を支えており、米国各地においての雇用創出にも大いに貢献している。

これらの企業が、IRSの不当な徴税攻勢や米国議会が租税条約に抵触し、

これを蹂躪する立法政策をとろうとしていることを警戒し、米国への進出をためらい、さらには撤退を考えざるを得ない事態を招くことは、まさに国際社会にとって重大事である。

世界中で、米国だけが自分の常識は世界の常識と考えているのではないかと思われてならないのである。そこで、次のことをクリントン大統領および米国政府に対して要望したのである。

- ① 善意の納税者が、各国間で税制上の統一基準ができないために理不尽な課税権の行使に苦悩していることは、国際秩序の形成からしても甚だ重大であり、民主的な税務行政という視点からも放置できない問題である。
- ② 租税条約の相手側の対応を全く無視して、米国独自のやり方を強行することは、国際的な二重課税の危険を生ぜしめることとなり、企業は不当な課税の被害を受け、やがて自由経済社会を崩壊に導く恐れがある。
- ③ 政治的な配慮から安易な施策として、米国内にある外資系企業、とりわけ日系子会社に対し集中的な徴税強化に出ているのであれば、いわれなき日本叩きであり、実に遺憾なことである。
- ④ 世界のリーダー国である米国が在米外資系企業に対し、国際課税のルールに反して国際課税原則を歪曲する独善的な立法と行政を強行し続けるならば、先進国・開発途上国を含めて、恣意的な課税権行使の競争や交錯が続出してしまふであろう。その結果、いま世界に築き上げられつつある国際課税の秩序を破壊してしまう危険性が生ずる。
- ⑤ 利益の有無に拘わらず認定課税をすることになる問題の多いCPM法の適用を強要することは国際課税秩序の崩壊を招く恐れがある。この際、米国政府に自重を促し、CPM法を即刻撤廃することを求めたい。クリントン大統領は、ブッシュ前政権下での誤れる対日租税政策

の徹底点検を為し、まさに新政権の政策の基調としている、いわゆる「変化」(チェンジ)をこそ実現されたい。

- ⑥ 国際社会秩序の円満な形成と国際経済の健全な発展、ひいては世界人類の平和と繁栄のためには国際的な税制の統一基準作りと、相互に良識のある行政執行の前進こそが不可欠である。
- ⑦ いま最も求められているものは、米国が自己の財政上の利益のみにとらわれて、このようにかたくなな自我の主張を強行することが、すでに国際社会で確かな潮流となっている国内税法の国際化や、その推進力である国際協調にとって、最大の妨げになっているのだ、という現状認識を米国自身がすることである。
- ⑧ いまこそ日米間の文化的英知を傾け、企業国際化時代、ボーダレス・ワールドでのニュータイプの戦争である「日米税金争奪戦争」を終息させるため、その組織的対応を政府も企業も、政治家も学者も、一致協力して行なうことである。

V 放置されている所得課税にある巨大なループホール

—アベノミクスで税の不公平と格差社会が一段と拡大—

1 株価高騰で大儲けしている富裕層には世界一安い税金しか課税されていない

株価は5年4ヵ月ぶりに1万5,000円の大台を回復した。世界的な株高の波に乗った「アベ相場」は勢いづいている。野田前首相が衆議院解散を表明した2012年11月14日からの半年間で、日経平均株価は74%も上昇した。

当初は、外国人投資家が主導した株高であったが、日本銀行の「量的・質的金融緩和」による経済環境の好転で、個人の投資熱が一段と高まっている。

この株高で儲けているのは、世界を股にかけて強欲な利殖を狙って動き回るファンドマネーや、一握りの特権的な富裕層である。圧倒的に多くの庶民とは無関係の世界である。

ところで、この極く少数の富裕層は、この儲けについて、いくら税金を国に納めているのであろうか。

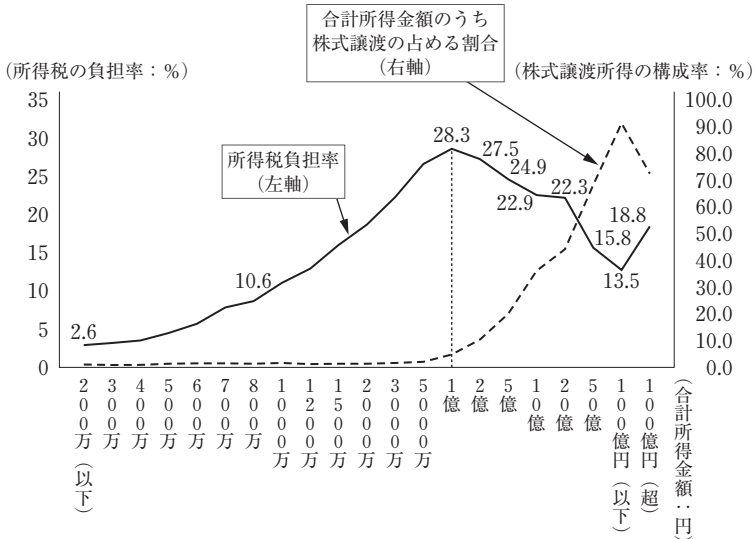
そこで、まず、〔図表14〕をみてほしい。これは、日本の納税者の所得税負担率を所得金額の階層別に図表にしたグラフである。このグラフは、日本の所得税制には、見過ごすことができない重大な不公平があることを示している。

日本の所得税負担率は、合計所得金額が200万円まで2.6%、1,000万円まで10.6%と順次に上昇し、1億円の段階での28.3%をピークとしている。しかし、それから2億円、5億円、10億円と合計所得金額が高くなるに従って所得税負担率は逆に下降しており、100億円になると、実に13.5%まで低下しているのである。

これは、どういうことであろうか。日本の所得税制は、所得金額が大きくなるに従い、順次、高い税率を適用する累進税率を採用している。そうであるならば、このグラフは所得金額の増加に伴ない右肩上がりになるはずである。ところが、1億円を頂上として山型のグラフになっている。このことは合計所得金額が1億円を超えると所得税の負担率は「逆進的」なものに変わることを示している。

年間の所得金額が100億円というのは、一般の市民の感覚からすれば、およそ想像を絶する金額である。しかし、現実には、そのような高額所得者が日本にも存在するのである。その多くは株式の売却による譲渡所得や株式の配当所得である。このような所得に対しては、現在の日本税制は特別に税金を安くしているのである。

〔図表14〕 高所得者ほど税負担が安くなる申告納税者の所得税負担率の状況
 ——所得金額1億円が最高の28.3%で、100億円になると、逆に13.5%まで下がる——



- (注) 1. 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽減していること等により、高所得者層の所得税の実質的な負担率（実実効税率）が著しく低下していることを示している。
 2. このグラフには表れていないが、タックス・ヘイブン等を活用した資産や所得の海外逃避による避税や脱税の実態まで考えると、負担率の低下は実質的にもっと著しいものと推測できる。
 3. 2010年分の個人の申告所得について試算している。

〔出所〕 財務省資料・国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」を基礎資料として分析し作成している。

2 何回も適用期限の延長を続け居座り続けてきた余りにも酷い証券優遇税制の罪状

証券税制では、これまで低迷する株式市場を活性化するためとして、上場株式の譲渡所得（キャピタル・ゲイン）に対しては申告分離課税とし、しかも本則は20%（所得税15%、個人住民税5%）であるものを、その半分の

10%（所得税7%，個人住民税5%）の軽減税率とする優遇措置を適用してきている（2013年12月まで）。

所得税は、個人の担税力を指標として課税する税制であるから総合課税が建前であり、分離課税は例外措置である。

このような株式の譲渡所得に対する異常ともいべき不公平税制は、国際的にみても極端なものであり、不労所得に属するキャピタル・ゲインに対しては世界一に安い税金で済ませているのである。しかも、この特別措置は時限立法でありながら、証券業界の圧力や、政治家と政党が何かと理屈をつけて、驚くべきことに、これまで3回も適用期間を延長してきているのである。この制度は株価対策のためと説明されてきたが、その効果は全くなかった。

所得金額が1億円までは総合課税となる給与所得が含まれているが、5億円、10億円となると勤労による所得は含まれないで、上場株式の譲渡益や配当による所得で構成されており、10%という低い税率で分離課税をしているので負担率が下がるのである。

合計所得金額のうち株式譲渡の占める割合は、〔図表14〕の右側の部分にみるように合計所得金額が1億円あたりから逐次上昇し、5億円になると20%、10億円になると35%、50億円になると65%、100億円になると実に90%を占めていることが明らかである。

3 タックス・ヘイブンを利用した資産や所得の海外逃避による避税や脱税を考えると実態はもっと酷い

税負担における異常な不公平さを示す〔図表14〕のグラフは、表題が示すように、「申告納税者の所得税負担率」となっている。つまり、納税者が税務署に申告した所得金額をベースにして、所得税負担率は、こうなるというものである。これは、その本音を考えるならば、「正しく申告して

いれば、負担率は、もっと低くなる」ということである。

実際に、課税当局は、所得金額を実際よりも低く申告して課税を逃れている多数の高額所得者が存在しているものとみている。しかも、そうした高額所得者達の税負担は間違いなく、このグラフの示す数字よりも格段に低いはずなのである。

それは、租税回避（略して「避税」という）によるものと、酷いケースでは脱税による。しかも、その実態を正確に把握することは實際上、極めて難しい。何故かといえば、そうした避税や脱税を助ける、さまざまなカラクリの仕組みや装置があるからである。そのカラクリの核心部として悪の働きをしているのが「タックス・ヘイブン」である。

タックス・ヘイブンは、まともな税制がなく税金が安い、全く税金がないということのほか、金融規制の法的規制を欠き、逆に強い秘密保持法制をもつ地域や国のことである。そこを経由させると資金の追跡が極めて困難になるので高額所得者や大資産家が所得隠しや巨額な資産蓄積に利用したり、マネーロンダリングやテロ組織の資金集めの場にもなっている。

租税競争や税逃れによって、マネーは国家の枠組みを突き抜けて大きく膨張し、租税国家の機能が大きく揺らいでいる。英国の市民団体「タックス・ジャスティス・ネットワーク」は、富裕層がタックス・ヘイブンに保有する金融資産は少なくとも21兆ドル（約2,100兆円）と試算している。

所得や資産を海外にある日本の課税権の及ばないタックス・ヘイブンに逃避させて、本来なら国に納めるべき税金を払わないで済ませている高額所得者や大資産家などの特定の富裕者達や、国を捨て無国籍企業化した強欲な巨大グローバル企業の群が多数存在している。

その「ツケ」を払わされているのが、中所得・低所得の市民であり庶民である。かつての日本は、分厚い健全な中間層が存在し、それが社会を安定させ、日本経済の強さの根源となっていた。ところが、いまは、その中

間層は長引くデフレで疲弊し、やせ細ってしまっている。

日本社会は、現在、税を逃れる手段を持つ1%足らずの富裕層と、その尻ぬぐいをするように重税に苦しむ99%を超える貧困層とに二極分化しつつある。富裕者や大企業によるタックス・ハイブンを舞台にして悪知恵を駆使した狡猾極まる脱法スキームによる悪事は、この傾向に拍車をかけている。富める者は、ますます富み、貧する者は、ますます貧する、という構造が生まれてきているのである。

このようにして所得課税制度に風穴を明け、所得税と法人税を空洞化させている現象により、日本の富と税源が失われ、国庫の財源が枯渇し財政赤字の増大化を招いている。このため中所得・低所得層が払わされる「ツケ」は、逆進性が強く庶民いじめの酷税である消費税の増税である。

4 アベノミクスの金融緩和で富裕層だけが儲け、税の安さの欠陥は一段と増幅

日本の直接海外投資先の2位がオランダで、3位がタックス・ハイブンとして悪名が高いケイマン諸島である。それは、両者を経由することで節税ができるからである。ケイマンからの利子所得の流入の増大は、富裕層による、ケイマン籍の投資信託への投資が行なわれていることがわかる。

「クレディ・スイス」の試算によると、5,000万ドル（約50億円）以上の純資産を持つ富裕層は、日本では3,400人である。

極めて数少ない富裕層により、こうした疑惑の色が濃い資金の流れは、アベノミクスでの金融緩和が進むことにより一段と活発になり増大し、それとともに優遇税制により納税額を極小にしている不正と矛盾は増幅されていくのである。

5 “焼け石に水”にもならない不徹底さにあきれる所得税の最高税率の引き下げ

日本の所得税の現状は、〔図表15〕が示すように、所得金額のいずれの階層においても主要先進国の間では世界最低の負担水準であり、まさに壊滅状態である。

現在の日本の所得税（個人の所得課税）の最大の問題点は、資産性所得に対する課税の欠陥である。利子所得、配当所得、譲渡所得などの資産性所得の多くが的確に課税対象となっておらず、あるいは分離課税などで軽減され、総合累進課税に風穴があいてきているのである。

日本の税制においては、前述のように建前の上では、あくまで総合累進課税であるが、資産性所得のみ例外的措置として別扱いにしている。現在、利子所得については20%（地方税5%を含む）の税率による源泉分離課税となっている。配当所得は10%（地方税3%を含む）の源泉徴収のうえ原則として総合課税となっている。

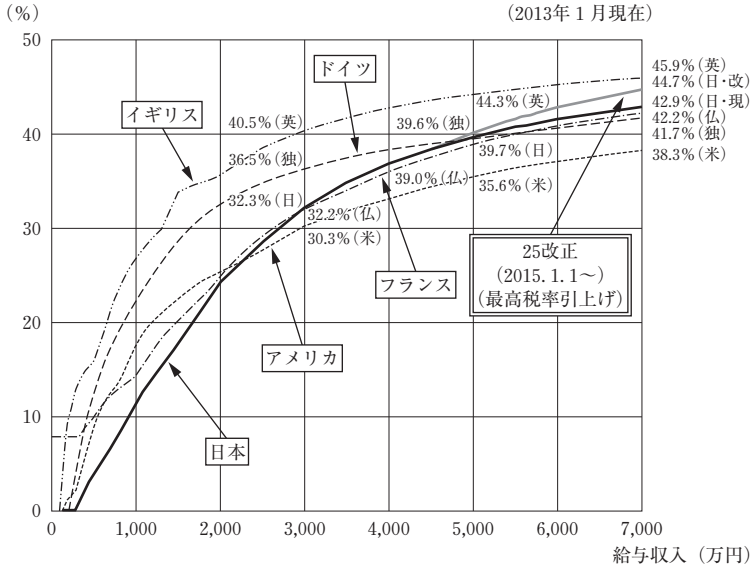
キャピタル・ゲインである株式等の譲渡所得は、総合課税を免れ、他の所得と区分され、20%（地方税5%を含む）の税率により申告分離課税となっているが、特に、これが2013年12月31日まで、一定の上場株式等の譲渡所得については、その半額の10%（地方税3%を含む）の軽減税率の特例が適用されている。

所得税の税率構造は、1988年12月の消費税導入による抜本的税制改革により、それまでの最高税率60%（1986年以前は70%）、12段階（1986年以前は15段階）というものが緩和され、さらに、1994年11月の税制改革により20%の税率を中心として限界税率の適用区分（ブラケット）が拡大された。

次いで、1999年度の税制改正により最高税率は50%から37%に引き下げられ、10%から37%までの4段階となり、薄く簡素なものとなった。住民税への税源移譲に伴う2006年度改正により、現行の所得税率は、5%から

〔図表15〕 個人所得税の実効税率の国際比較

——夫婦2人（専業主婦）の給与所得者のケース——



(備考) 本資料においては、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されているもののみを考慮して、個人所得課税の実効税率を計算している。従って、イギリスの勤労税額控除（全額給付）等は計算に含めていない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税および個人住民税等（フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税（一般社会税等）が定率（現在、合計8%）で課されている。）が含まれる。なお、フランスでは、別途、財政赤字が解消するまでの措置として、一時的に発生した高額所得に対する所得課税（最高税率4%）を2012年より導入している（上記表中においてはこれを加味していない）。
2. 日本においては子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族、アメリカにおいては子が17歳以上に該当するものとしている。
3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度（代替ミニマム税）がある。
5. 邦貨換算レート：1ドル=81円、1ポンド=130円、1ユーロ=104円（基準外国為替相場および裁定外国為替相場：平成24年（2012年）11月中における実勢相場の平均値）
6. 表中の数値は、給与収入3,000万円、5,000万円および7,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

〔出所〕 財務省主税局資料による。

40%までの6段階となっている。

このようにして、日本の現在の所得税制は空洞化し、応能負担原理による所得再配分機能を喪失し完全に崩壊状態となっている。

安倍政権による今回の税制改正では、現行の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超の部分について45%の税率が新たに設けられた。

しかし、今回の税率改正では、人口の0.5%未満の富裕層に影響を与えるものにすぎず、完全に空洞化している所得税制の改革には、“焼け石に水”にもならない。格差是正を本気で考えるならば、前述の1988年から一貫して下がり続けてきた累進度の低下を根本的に是正し、所得税の累進度を高め、所得税制の根本的な再建をし、財源調達機能を回復しなければならない。

VI 抜本的改革を回避した意欲なき欠陥税制改革

——期待はずれの安倍政権の場当たりのな税財政政策——

第2次安倍政権にとって最初である2013年度の税制改革は、組閣後、時間的に余裕がなかったことにもよるが、税制のあるべき理念を目指して断行されるべき抜本改革とは、はるかに遠く、残念ながら「おごなり」で意欲を欠いた中途半端なものであった。

1 消費増税の実施を控えながら積極的な意欲がみられない内容の乏しい税制改正

消費税の税率は、景気回復を前提に、2014年4月に8%、15年には10%へアップされ、その「実施」についての判断は、2013年10月1日に安倍政権によってなされた。

安倍政権によって行われた2013年度の税財政政策の問題点を挙げれば、次のようである。

- (1) 民主党時代は、公債の発行限度額が44兆円であったが、自民政権になると、これを超えて52兆円となった。これは安倍政権が景気優先の膨張路線に転換したためである。

しかし、その後、国債増発に批判が強くなったので、与党では2013年度の予算では「国債整理募金」から7兆円を取り崩し、さらに、税収を多く見積って一般会計92兆6,000億円のうち、公債は42兆8,500億円と少なく計上している。

- (2) 消費税の税率アップは、「社会保障と税の一体改革」として民主党・自民党・公明党の三党合意のもとに進められたが、ひたすら「消費増税先行」に狂奔し、社会保障改革は総崩れで置き去りのままである。「一体改革」などといいながら、年金・医療・介護など社会保障改革は、最初から空虚なものであることが露呈しており、背信の政治謀略による欺瞞的な増税である。

消費増税を政治家の権力闘争の手段とし、自己保身の政局化が進められた三党合意は、野合的談合であり、増税を利権化し税収増を見込んで先食いしている。

社会保障改革は、民間有識者による「社会保障制度改革国民会議」に丸投げし、政府政治家は、現在、全く審議を進めることを怠っているが、「一体改革」である以上、社会保障改革につき明確な内容を構築し立法措置が行われない限り、消費増税の「実施」は断行すべきでない。

- (3) 所得が低い者ほど負担が重くなる「逆進性」の強い消費税の増税の「実施」を控えているだけに、これとバランスをとるのだとの説明であるが、相続税、所得税の改正は、民主党政権の時の野党であった自民党が反対した旧民主党案の内容そのままである。

所得税改革、相続税改革としては、まことに不徹底極まりなく、こ

〔図表16〕 意欲を欠いた2013年度の税制改正の概要

—ここでは経済再生と税の公正化は全く達成されない—

区分	税制改正案の概要
富裕層増税	所得税 《所得税の最高税率の引き上げ》 ・現行の最高税率は、課税所得1,800万円超に40%かかるが、新たに4,000万円超の部分について45%の税率を設ける。 ・上記の改正は、2015年分の所得税から適用する。
	相続税 《相続税の最高税率の引き上げ》 ・現行の相続税率は、課税対象額が「1億円超～3億円」は、40%、「3億円超」は50%となっている。これを、40%の適用範囲のうち「2億円超～3億円」は45%に、50%のうち「6億円超」は55%に引き上げる。 《基礎控除の縮小による課税対象の拡大》 ・現行の基礎控除は、「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」を「3,000万円+600万円×法定相続人数」に縮小する。 ・上記の改正は、2015年1月から実施する。
	金融課税 《証券優遇税制の廃止による本則課税》 ・現行の上場株式の配当・譲渡所得に係る10%の軽減税率を2013年末で廃止し、20%の本則税率とする。 《少額投資の非課税制度の創設》 ・年100万円以下の投資につき2014年から10年間、非課税とする制度を創設する。
富裕層減税	贈与税 《祖父母より孫への教育資金に生前贈与の非課税》 ・祖父母が、金融機関に子・孫名義の口座等を開設し、まとめて孫・子ごとに教育資金を贈与する場合に、孫・子ごとに1人あたり1,500万円までを上限として贈与税を非課税とする。
消費増税対策	現金の給付 《軽減税率に代わり簡素な給付措置》 ・食料品など生活必需品の消費税を低く抑える軽減税率の導入に代わり、低所得者に対し現金を支給する。
	住宅ローン減税 《住宅ローン減税の延長》 ・現行制度は、2013年末で期限切れとなるが、耐震性や省エネ性能などが高い住宅を対象に4年間延長し2014年4月から17年末までの入居を対象とする。 ・所得税から減税する額も年間で最大20万円（10年間で最大200万円）、40万円（同400万円）に増加する。
企業向け減税	賃上げ促進雇用対策税制の導入 ・従業員の平均給与を増やした企業を対象に、支払給与と総額の増額分の10%を法人税から差し引く制度を創設する。 ・新制度は給与増を後押しする税制で、非正規従業員の正規雇用への転換を後押しする狙いもある。
	研究開発減税 《研究開発促進税制の拡充》 ・現行税制では、企業が試験研究費の8～10%相当額を、法人税額の20%を上限に納税額から差し引くことができる。この上限も30%に引き上げて研究開発減税を拡充する。 ・上記の改正は、2013年度から2年間の期限付きの措置とする。
	交際費減税 《中小企業の交際費課税の緩和》 ・中小企業の交際費は年600万円までの90%相当額が損金として認められていたが、この上限を800万円に引き上げるとともに、定額控除までの10%損金不算入を廃止した。年間800万円までの交際費の全額が損金に導入される。

れら税制の抱えている重大な欠陥の是正については意欲を欠いた内容である。孫への生前贈与を促す贈与税の改革も理念を欠いた低次元の発想でありお笑いものである。自動車取得税、自動車重量税の見直しは財源を理由に行き詰まっている。

- (4) 何よりも安倍政権は、日本経済の再生を目指してアベノミクスとして果敢な経済政策を展開しているのであるから、税制は、その重要な大きな柱として斬新にして画期的な改革構想が登場することを期待されていたのであるが、全く知恵が出されていないのは甚だ遺憾なことである。

この安倍政権による2013年度の税制改正の重点を要約して示すと〔図表16〕のようである。

2 税調委員なき自民税調が「密室会議」で場当たりに拙速で税制改革大綱を決定

日本では、これまで毎年12月半ばに、与党が「税制改正大綱」を策定し、翌年度以降の税制改正案を決めていた。これを基に、政府が関連法案を国会に提出するのである。

2013年度の税制改正大綱の決定は、衆議院選があったので作業が遅れ、1月24日に、ずれ込んだ。その内容は抜本改革を回避した理念なき場当たりので不十分なものであった。

安倍政権は、税制改正案を決める方法を民主党時代の「政府主導」から「党主導」に戻した。

前の自民党の政権時代は、「自民党税制調査会」に、税制に精通したベテランの重鎮議員がいて「インナー」と呼ばれる非公式部会の会議で事実上、決めており「不透明」だという批判があった。

安倍政権は、昔のままのシステムの党税調で決めて、そのまま政府が閣

議決定をした。

政府税調は、首相の諮問機関として税財政学者等の学識経験者らが専門家として中長期的な税制の課題とあり方を協議する組織に格下げされてきていたが今回は、全く動いた気配がなかった。

驚いたことに今回は、自民税調が決めたといっても、時間がなかったためか自民党では党の税調委員を決めていなかったのであるから、税調委員は、いないわけである。いるのは、インナーだけだったのである。

3 業界団体の陳情攻勢が自民党本部に殺到して税調会議室の前は連日大混雑

新年度の税制改正で目立ったのは、さまざまな業界団体による激しい陳情攻勢であった。自民党本部には連日のように業界団体の関係者が詰め掛け、自分達に有利な税制を実現させようと、会合に出席する議員たちに働き掛けていた。

自民党本部に行くと、9階でエレベーターを降りたところが901会議室である。その901会議室には議員と秘書以外は入れないが、その前には各業界の人達が、びっしり来ていて大混雑であった。そこで「先生、自動車取得税の廃止をお願いします」とか、やるわけである。

議員が会議室に入ると陳情団の人々や新聞記者が壁やドアのところに耳をつけて、いわゆる「壁耳」と、この業界でいっているが、そうして中の様子を聞いているのである。あまりよく聞かえないが、これが自民税調と経済界の実態である。

自民党税調では、一般の議員も発言できる小委員会などを通じ、現場の声を吸い上げる。これを基にインナーによる非公式会合で、改正要望があった各税目を「○(受け入れ)」、「△(検討し、後日報告)」、「×(お断り)」などの区分により振り分け、大綱をまとめていくのである。

素案の段階で、いったん「×」と判定されても小委員会で出席議員の要望の聲が大きければ「△」などに引き上げられることもある。

4 不透明な「密室」利権政治の復活で政権交代前の自民党の癒着体質に逆戻りする時計の針

2009年の衆議院選で政権与党となった民主党は、族議員や特定業界との癒着を断ち切るため党税調を廃止して財務相を会長とする政府税調に一元化した。委員は、財務省や総務省の政務三役や関係省庁の副大臣らが務め、会議は公開が原則でマスコミに対してフルオープンにし、インターネット中継もしてきた。この点は「透明性」という面においては評価できたのである。

しかし、税調に入らない民主党議員の間では「意見を言う場がない」との不満が募り、一度廃止した党税調が、菅政権のもとでの民主政策調査会の設置を経て、野田政権のもとでは党税調も完全に復活し、業界団体の意見を代弁する議員が目につくようになった。最終的には同じ政治家同士の政府税調と党税調が併存する状態になったのである。

民主党時代は、議事録も提出資料も内閣府のホームページで公開されていた。しかし、その議事録を読んでも、副大臣や政務官が説明しているが、その多くは役人の書いた作文を読んでいるように感じられた。自分の言葉でしゃべっている人は、ほとんどいなかった。税制に関する知識が乏しいうえに、勉強をしなかったからであろう。党税調を置かなければならないので置いたのであるが、慣れないものであるから党税調をまとめきれなくなり十分に機能しなかったのが実態であった。

このような状況につき、「役所から教えられた副大臣や政務官では、税制を決められるわけがない」と、自民党税調の野田毅会長は、そう批判していた。

確かに民主党の決め方にも問題があった。政府税調では、各省の副大臣は関係業界の陳情をそのまま伝えるだけで、経済や財政を見渡した筋の通った議論はあまりなかったようである。税制論議には極めて高度の専門技術的な知識が求められるが、副大臣らには専門的な知識も不十分だったのである。

だが、安倍政権の決め方にも大いに問題がある。議員の多数が集まる税調の会議ですら非公開の「密室会議」で議事録も出ていない。自民税調の野田会長は税制改正大綱が決まった1月24日に初めて公式な記者会見をしたが、質問は僅か5問だけで打ち切った。

その時の自民党税調の大綱作成の過程は、また完全に昔に戻ってしまい、最後まで経過も明らかにされず、資料もなかなか出てこない。大綱が出るまでは、一般の納税者国民から言えば、新聞記事しか情報がない状況であった。

2012年末の政権交代で時計の針は逆戻りし、再び「密室」政治が息を吹き返したのである。自民党税調の会合は非公開で報道陣はドア越しに、外に漏れてくる声を聞くしかなかったのである。最終的な決定権を持つインナーは、都内のホテルや国立国会図書館でひっそりと開かれ、マスコミも取材は難航したようであった。

自民党が政権与党に戻り、党税調も復権した。少数の議員が「密室会議」で業界や省庁からの要望を調整し、制度改正を差配する従来の仕組みどおりならば利権の温床につながるのである。

国民の生活や企業の経営に密接に関連する国家のバックボーンである税制は、真に公正と正義が貫かれるものでなければならない。

5 庶民増税の負担増時代には国民による監視ができる「透明性」が必要不可欠

日本は、これから「負担増の時代」に入ってくる。税制が、どうしても、そのように決まったのが透明にされないと、負担増についての国民の理解と納得を得ることはできない。

消費税率は、2014年4月から8%に、2015年10月には10%に上がる。まさに、庶民増税の負担増の時代の到来である。

しかも、「2020年度にプライマリー・バランス（基礎的財政収支）を黒字化する」というように、政策に必要な経費を借金以外の税収で賄うという政府目標を達成するには、さらに消費税で6%に相当する約15兆円がまだ足りないという試算も示されている程である。

このため、自民党は衆議院選の公約集で、消費税率について「『当面』10%」と書いており、再び増税をする可能性をにじませている。

何よりも、税金を納めていない特定の大企業や海外に所得を流出している巨大な多国籍企業、著しく税負担が軽い富裕な高額資産所得者に対する所得課税の抜本的改革など、不公平極まる欠陥税制を是正することは、一刻も猶予できない緊急な国民的課題である。

さらに、消費税の大きな負担増とのバランスからしても相続税などにも負担増を求めるとともに、一定額以上の巨額な資産に対する資産保有課税の検討も必要となるであろうと考える。

遺憾ながら増税による負担増の時代の急速な到来は、避けられない。このような状況のもとでの税制議論は、国民が十分にチェックできるように党税調をはじめ、税制改革のプロセスには、透明性が強く求められオープンな形において立法化されなければならない。このために、さらなる「公正性」と「透明性」が強く要求される。

6 成長戦略のカギは税制の威力の効果的な発揮にかかり適切な税制措置の発動が緊要

安倍政権の経済政策「アベノミクス」の「三本の矢」となる成長戦略の策定作業は仕上げにかかっているが、民間企業の設備投資を引き出すために有効な施策のキメ手として設備投資を促進する効果的な税制措置の導入の可否が焦点となっている。

政府が成長戦略の目玉にしたいと考えているのが、企業の設備投資を促したり、起業や業界再編など「産業の新陳代謝」を活発化させるための施策である。

日本銀行が大量のお金を世の中に流し込む「量的・質的金融緩和」を、持続的な景気回復につなげるためには、設備投資を増やすなど民間企業部門の活性化が不可欠だからである。

株価は上がり、一部の企業の決算は好調でも、景気の先行きに対する不透明感から、設備投資をためらう企業は少なくない。安倍首相は、今後3年間を「集中投資促進期間」として、国内投資を促進するため、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といった、あらゆる施策を総動員している。年間70兆円規模の設備投資を回復したいとし、成長戦略を強調している。

政府は、今後5年間を「緊急構造改革期間」として位置づけ、企業支援の政策をパッケージにした「産業競争力強化法」を制定した。

この強化法では、規制緩和や税制上の優遇措置を通じて国内企業の過当競争を和らげることを狙いとしている。経済産業省は、ベンチャー企業に投資した個人を優遇する「エンジェル税制」の拡大や、子会社と損益合算する「連結納税制度」の拡充、業界再編を促進する「企業組織再編税制」の整備による支援など、いくつかの企業減税措置を求めてきたが、斬新なアイデアは出ていない。

これに対し、財務省などは「これまでの制度の焼き直しで、大きな効果が期待できるか疑わしい」として難色を示している。

企業側からは、今回示された内容ではまた不十分であるとし、「事業再編を促す優遇税制では役立たない」との見方を示している。

企業に実験的に規制緩和を認める「企業実証特例制度」も盛り込まれているが、「同制度は対象が新しい事業分野に限られており、既存の分野についても対象にしてほしい」と期待するなど、業界によって受け止め方が異なっている。

成長戦略の重要な柱であり、これを稼働させるエネルギーでありインセンティブとなる有効にして機動性のある画期的な税制措置が構築されなければ、アベノミクスの本命である成長戦略は不徹底なものとなり、迫力のない空疎なものとなる危険がある。

成長戦略のキメ手となる見事な税制措置が構想され、これを法制化して機能することができなければ、まさに、アベノミクスは、文字どおり画龍点睛を欠き失敗の途をたどることになるであろう。

Ⅶ 課税ベースの空洞化で崩壊している法人税制

——稼ぎ頭である企業からの税収減で財政危機が進行——

1 タックス・イロージョンやタックス・シェルターにより縮小化されている課税ベース

いま、日本では、消費税増税の「実施」をめぐり、国論が二分されている。増税なしには、日本は財政破綻しギリシャ化する。消費税増税は国際公約であると強調する。これに対し、いや、増税は景気を冷やし経済にダメージを与える。増税はデフレから完全に脱却した後で行なうべきである。行財政改革、国会議員定数の削減など増税の前になすべきことがあるではないか。

安倍晋三首相が、2014年4月に消費税率を8%に引き上げ、併せて経済対策を実施することを表明したことについて、消費税率の引き上げに伴う景気の腰折れを懸念するとともに、経済対策の効果をめぐり議論がなされている。

さまざまな論点が提示されているが、一連の消費税論議には、いまの日本の税制に存在する欠陥が見過ごされている。見過ごすには大き過ぎる欠陥であり、この穴をふさぐことで、消費税増税の論議をはじめ、税制改革問題は新たなステージに進むことになるであろう。

その欠陥とは、特定の大企業や高所得の資産家に対する優遇税制や欠陥税制の存在である。

日本国を捨て海外に逃避し、「日本国に税金を払わない大企業」の存在での企業課税の空洞化の増幅により、国家財政の危機と国民生活の衰退を招来している。

日本の法人所得課税は、課税ベースがタックス・イロージョン（課税の浸蝕化）や、タックス・シェルター（課税の隠れ場）により“縮小化”され、歪められて小さくなっているために、高いのは法定税率であり税金ではないという分析が明らかにされている。

課税ベースのイロージョンやタックス・シェルターの要因となる欠陥事項と、タックス・ギャップを招来している懸案事項としては、次のような多くの事象が挙げられる。

- (1) 巨額な受取配当収益を二重課税排除の名のもとに課税対象外としている法人企業の経営実態から遊離した非現実的な法人税制の基本的仕組みへの固執
- (2) 複雑な税務会計のメカニズムの中に埋没するばかりでなく、企業経理処理の段階にも潜在的に滲透している損金概念の拡大化を招来している計算構造

- (3) 既得権化し膨大化し定着している租税特別措置としての政策減税による「隠れた補助金」として特定産業や特定業種への優遇税制の硬直的肥大化
- (4) 多国籍企業が世界で稼いだ所得を特許権、商標権、ノウハウなどの無形資産を使って低税税国やタックス・ヘイブンのグループ企業に移転させ、税負担を大幅に軽減させるスキームの進化
- (5) 多国籍企業の世界的スケールでの税逃れの工作を許している国際課税の仕組みの中に多様化し錯綜して内在する欠陥に対する是正策の停滞化
- (6) 国際二重課税の排除を目的とする外国税額控除制度の欠陥の活用や、タックス・ヘイブンの濫用と移転価格操作での税源の海外流出の放置
- (7) タックス・ヘイブンの活用とトランスファー・プライシングの利用を複合化した多数の国を渡り歩いての世界的スケールによる巧みな税回避操作の展開
- (8) SPC, LLC, パートナシップ等の多様な事業体や組織形態の濫用と民商事法の契約自由の法理の悪用による複雑なスキームの活用での税逃れの跳梁
- (9) タックス・シェルター・ファンドをはじめ、不動産タックス・シェルター、設備リース・タックス・シェルター、研究開発タックス・シェルター等、多様なタックス・シェルターの活用による税逃れ工作の進行
- (10) 民法上の任意組合、投資事業有限責任組合、日本版 LLP、商法上の匿名組合、信託、特定目的会社、投資法人、企業組合等を活用しての税逃れスキームの造出による展開
- (11) 複雑多様な会計操作の活用や、法技術の錯綜したテクニックを駆使

しての巧みな手法による税逃れの横行

- (12) デリバティブを活用した複雑な金融派生商品の造出や、税逃れの金融操作と投資ストラクチャーの操作の横行
- (13) オフショアのペーパー・カンパニーの活用と、錯綜した海外取引や事業形態の利用による操作による税逃れ
- (14) 海外子会社等の援助のためにする売上原価や経費の架空計上売上や収入の除外工作の潜行
- (15) 狡猾なゼロ・タックス避税スキームの活用や、その他の巧妙な多種多様な事象の活用

2 課税ベースの空洞化による欠陥を是正しないままで法定税率の引き下げを断行

法人所得課税には、課税ベースの空洞化という致命的な欠陥により企業間にアンバランスはあるが、その実質的な税負担は必ずしも高くないのである。法人税率を引き下げても経済は活性化しないし雇用にも回らないのに、国の財政状態が厳しい中で、あえて、税率の引き下げが2011年12月施行の税制改正により行なわれた。

(1) 2011年12月の税制改正により引き下げられた法人税の法定税率の変化の状況
2011（平成23）年12月改正後の法人税の現行税率（法66、措法42の3の2・67の2）と、改正前の税率は、〔図表17〕にみるとおりである。

この税率改正は、国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地促進を喫緊の政策課題とする観点から、先進国の中で米国と並んで最も高い水準にある我が国の国税と地方税を合わせた法定正味税率について、引き下げを行なったものとされている。

(2) 2011年12月の改正による法人税率の引き下げの由来と背景およびその論点
日本の法人税は国際比較からしても高いから引き下げようという経

〔図表17〕 各事業年度の所得に対する法人税の税率

法人の区分		改正前		改正後（現行）	
		年所得800万円以下		年所得800万円以下	
普通法人	大法人	30%	—	25.5%	—
	中小法人	30%	22%（18%）	25.5%	19%（15%）
協同組合等・公益法人等・特定の医療法人		22%	（18%）	19%	（15%）

（注） 1. 中小法人のうち大法人の100%子法人に該当するものは、本表では大法人の区分に含まれる。

2. カッコ内の税率は、租税特別措置法で規定する特例税率である。

3. 改正後の税率は、2012（平成24）年4月1日以降に開始する事業年度について適用され、改正後の特例税率は、2012（平成24）年4月1日から2015（平成27）年3月31日までの間に開始する事業年度に適用される。

4. この税率改正により、法人3税（法人税・住民税・事業税）の法定正味税率（一般に実効税率と称されている）は、40.69%から次のように35.64%へ5.05ポイント下がった（東京都23区の外形標準課税適用法人の場合）。

$$\frac{(\text{法人税率}25.5\% \times (1 + \text{法人住民税率}20.7\%) + \text{法人事業税率}7.56\%)}{1 + \text{法人事業税率}7.56\%} = 35.64\%$$

済界からの強い要求により財源不足で財政赤字が拡大している中で前述のように法人所得税の基本税率について引き下げが行われた。

その事情と由来は、次のようである。

- ① 我が国企業の競争力の維持と確保の観点から課税ベースの拡大と併せ、法人税率を4.5%（法定正味税率5%）引き下げる措置を実施した。中小法人に対する軽減税率も引き下げる（2011年度税制改正）
- ② 復興特別法人課税期間終了後において、この法定正味税率の引き下げが実現する
- ③ その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今回の税率引き下げの効果や主要各国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略を踏まえ法人課税のあり方について検討する。

しかし、法人企業の法定正味税率は、法人税、住民税、事業税の表面税

率の合計の事業税の調整（損金算入分を考慮）をしたものに過ぎないものであり、現実には、租税特別措置による産業政策の政策減税による税額控除（例えば、試験研究費の税額控除、設備投資促進税制の税額控除等）、非課税の準備金（例えば、海外投資損失準備金、探鉱準備金、異常危険準備金、特別修繕準備金等）による減税分が考慮されていない。それは、租税特別措置法による企業優遇措置を適用する前のものであり、実態から離れた外見的にして表面的で名目的な数値に過ぎない。

したがって、これを「実効税率」と称するマスコミ用語は、現実の税負担を表象するものでは全くなく、本稿の冒頭において明らかにしてきた実際の税負担率である「実効税負担率」（税務会計学でいう究極の「真実実効税率」とは異なるが、経済的な意味での実際の実効税負担を示すことを意味する用語）とまぎらわしく、重大な誤解を招く恐れがある。このため私は、かねてより、特に「法定正味税率」と呼称することにしてきている。

3 税率引き下げ後の法定正味税率の状況と実効税負担の国際比較のあり方

2011年12月の税制改正後である現在の法人税の法定正味税率についての現状につき国際比較をしてみると〔図表18〕のようである。

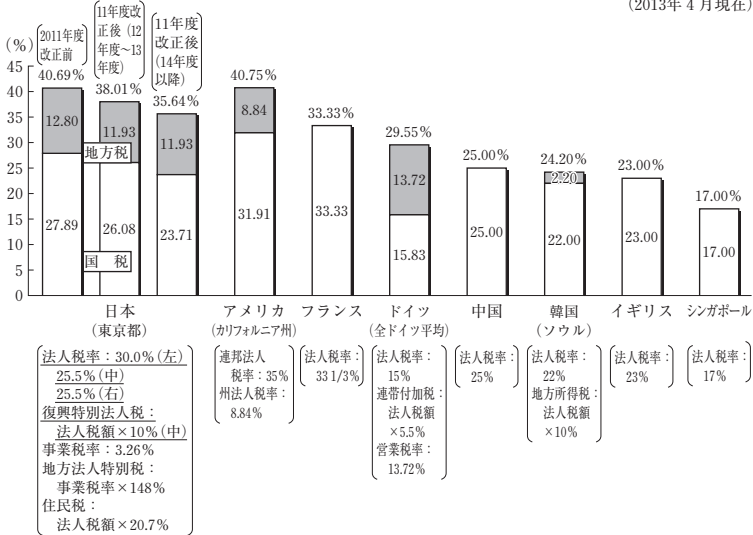
法定正味税率を表面的にみる限り、日本の法人税は米国よりも、かなり低位になってはいるが、ドイツ、中国、韓国、イギリスに比べると、未だ高いレベルにあり、経済界は、さらに一段の税率引き下げを求め、議論されているのが現状である。

もとより、厳密な意味での法人所得課税についての国際比較は、〔課税ベース×税率＝税額〕による算定税額の視点で比較しなければならない。各国とも、それぞれその国の歴史的事情を背景として独自の税務会計の制度的仕組みを形成しており、事業の規模や業種でも異なり、比較は必ずし

〔図表18〕 法人所得課税の法定正味税率の国際比較

—各国とも「租税競争」で著しい財政の下で引下げが進行—

(2013年4月現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税（都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される）を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。上記に加えて、2012年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税（7.1%、付加税 [税率の17%]）・市税（8.85%）を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
4. イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げる事が検討されている。
5. フランスでは、別途法人利益社会税（法人税額の3.3%）が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない）。
6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税（50：50）、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦税率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦税率392%（2011年の全ドイツ平均値）に基づいた場合の数値を表示している。
7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税（原則として60：40）である。
韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税（均等割）等が課される。
8. 2014年度税制改正で復興特別法人税は、1年前倒して、14年3月末で廃止する。したがって、法人税の法定正味税率は14年度から35.64%に下がる。

〔出所〕 財務省主税局資料による。

も容易ではない。

ある意味において、日本はタックス・ヘイブンであるともいわれるように、企業優遇税制の突出した国であり、実質的な意味での法人課税の税負担のレベルは極めて低位にあるものとみなければならない。

4 法人課税の税率引き下げのための代替財源探して課税ベースの歪みは一段と増幅

法人課税の税率引き下げを目指した法人税改革において政府は、税率引き下げによる減収を補填するための代替財源を捻出することに狂奔し、七転八倒の末に、場当たり的に恣意的な課税ベースの拡大として、減価償却の縮小、繰越欠損金の繰越控除の制限、貸倒引当金の縮小、寄附金の損金算入限度額の圧縮、外国税額控除の見直し、研究開発税制の縮減等を実施してきたのである。

そのため課税ベースは一段と歪められ「変貌現象」を増幅し、「課税ベースの妖怪（お化け）化」を現出して法人税制は混迷の度を深めている。

批判されるべきは、法人所得課税の税率引き下げの裏で、財源探しを大義名分として個人や企業の負担増が“まかり通った”ことである。理念もバランスも欠いた、なり振りかまわさない「場当たり増税」の連発で、日本の税制の混迷は一段と大きく増幅されている。

5 法人税の基本税率の引き下げか、政策税制の活用による傾斜減税かの選択

法人税率を引き下げる理由として、日本の法人税が高すぎるので、企業が海外に移転し国内経済が空洞化するということが理由として挙げられ、経済界は盛んにこのことを強調しているが、経済産業省のアンケート調査では、税が原因で企業が海外に移転するというのは多くないのである。

(1) 法人税率の引き下げよりも研究開発減税を選択してきた事情と経緯が重要

実は、2003（平成15）年に研究開発減税を実施した時に、法人税の基本税率である法定正味税率（マスコミでは、「実効税率」といっている）を単純に引き下げるか、それとも、政策減税をするかについての議論があったことについて、財務省主税局長（当時）であった加藤治彦氏は、次のように述べている（租税研究大会）ことが紹介されている¹⁰⁾。

「これは経緯としては、この議論をした当時は、やはり日本のイノベーションを高めて、国際競争力を強化する。一方で、実効税率の単純な引き下げ論もありました。ただ、本当にその当時、限られた財源の中で、日本に今一番必要なものは何かということで、この道（政策減税）を選んだわけです。減収規模も6,000億円ということで、税収ベースで法人税率の1%分程度あるわけですが、これを最大限利用すると、個々の企業にとっては実は法人税率6%分のメリットがあるということで、大企業で、特に研究開発をなさっている大手の企業などは、実効税率の実質的引き下げになっていると思います。そういう意味で、実効税率を下げることとこの道を選ぶこと、どちらを選ぶかという議論が当時、諮問会議対税調、政府与党対諮問会議と、相当いろいろな議論がありました。」

つまり、2003年度では経団連等の主張を容れて法定正味税率（一般にいう「実効税率」）を下げないで政策税制によって企業負担を下げたのだが、平成23年12月2日の改正では、研究開発税制をそのままにして法定正味税率を下げたのである。

10) 山本守之著『平成24年度版・税制改正・まるわかり』税務経理協会、2012年、22-25頁。

(2) 政策税制による傾斜減税が特定大企業への特権的優遇税制化し課税の空洞化を招来

一般減税により法定正味税率を引き下げて日本の法人税の負担を全般的に平均的に減税する方法を選択しないで、政策減税を特定の産業や業種、特定の企業に限定し集中して行なう傾斜減税の途を選択したのである。それは、国の経済政策として租税の公共政策への配慮の機能を期待して行なうものであり、限られた財源のもとにおいて国民経済への貢献を極大にしようとする租税政策にほかならない。

このため、この方式による時は、特定産業や特定企業への優遇税制となり、これが固定化し既得権化してしまい、それが期待された産業政策による国民的経済価値の増加に寄与しないならば、いわゆる不公正税制となり、税制の欠陥部分を構成することになる。

租税政策として特定化した政策減税を採用する限り、その適用を受ける企業と、そうでない企業との間には税負担の格差を生ずる結果になり、税負担の公平性を欠くことになる。この方式による時は、表面的な法定税率は単純なる国際比較をする限り高税率国視されるが、その政策の恩恵を享受している企業の税負担は極端に低いものとなる。

我が国の現状においては、前述の経緯もあり、政策減税が多様に、しかも硬直的に適用され個別企業の税負担を著しく低い水準に止めていることは、本稿の冒頭で明らかにした特定の巨大企業が著しく軽い税金しか納めていない法人税制の空洞化を現出している。

(3) 租税特別措置による優遇税制を存置したまま法定税率の引き下げによる一般減税をも要求する理不尽さ

問題として指摘しておかなければならないことは、経済界は、政策減税の途を選択しておきながら個別企業の実質的な意味における税負担である「実効税負担率」が低くなっていることを議論の外において、もともと、

その方式を選ばなかった一般減税を論ずる次元に逆戻りして、表面的な法定税率が高いことだけを論難し、日本の法人税率は高すぎるとして、今度では、法定税率の引き下げを求めていることである。

これでは、まさに、獲物の二重取りであり非論理的である。表面的な法定税率の国際比較から一般減税の途に戻り、法人税制において、法人税率を一般的、平均的に下げることを主張し要求するのであるならば、租税特別措置による政策減税を基本的には全廃することを前提にしたステージのもとで、議論をすべきである。

法人税制において、経済界が設備投資減税や研究開発減税の実施とその拡大を求めながら、その上に、さらに法定税率の引き下げを求めることは、誠に身勝手な極まる企業エゴ丸出しの理不尽な要求であり、法人税制の空洞化による崩壊を招く暴論である。

それとともに、政策減税とは別に、法人税制の仕組みの中に内在している欠陥や不適正事項が、結果的に大企業の法人税減税を招来している領域についても、税制公正化の見地からは是正することは当然であり、このことを、しっかりと点検し、充分なる検討を加えた上で、税率引下げの当否を論ずべきである。

6 法人税制の崩壊による税収の著しい衰退で財源喪失による財政赤字の元凶が拡大

これまで詳述してきたように、いま、まさに我が国の法人税制は空洞化し国家財政における重要な財源としての機能を果たすことができず財政赤字の元凶となっている。

(1) 景気変動、税率改訂、政策減税の動向などと法人税収の消長変化の推移との関連

もとより、法人税収は景気の動向や経済変動により企業業績が影響を受け、その消長により左右される必然性があるが、企業の所得金額と法人税

収の間に次第に大きくなっている開差が見られる。このことは、法人税の引き下げによるとともに、法人税制自体に内在する欠陥による問題点が統計的にも表象されていることを指摘しなければならない。

1989年度の法人の所得金額が50.5兆円であるのに対し、法人税収は19.0兆円で、その負担割合は37.6%である。これに対し、06年度の法人の所得金額は64.6兆円に達しているが、法人税収は14.9兆円であり、その負担割合は23.0%の低位になっている。

経済情勢による景気動向で法人税収が大きく変動してきていることともに、全体的観察においても企業の所得金額の変動よりも、法人税収はより低位に推移し、企業の所得金額の変動に比例しないで、両者の開差が拡大しつつあるのが政策減税を大幅に導入した2003年あたりから顕著に現われている現象であることが統計数値に示されている。法人税収の推移を鳥瞰する〔図表19〕がこのことをよく示している。

同表が示す1979年以降において、法人税収のピークは、89年度の19.0兆円であり、法人税率1%当たりの税収は4,748億円と非常に高収入率になっている。これに対して、最初の谷は91年頃から始まるバブル崩壊による景気後退期の底である94年度の12.1兆円であり、法人税率1%当たりの税収は3,237億円に減少している。

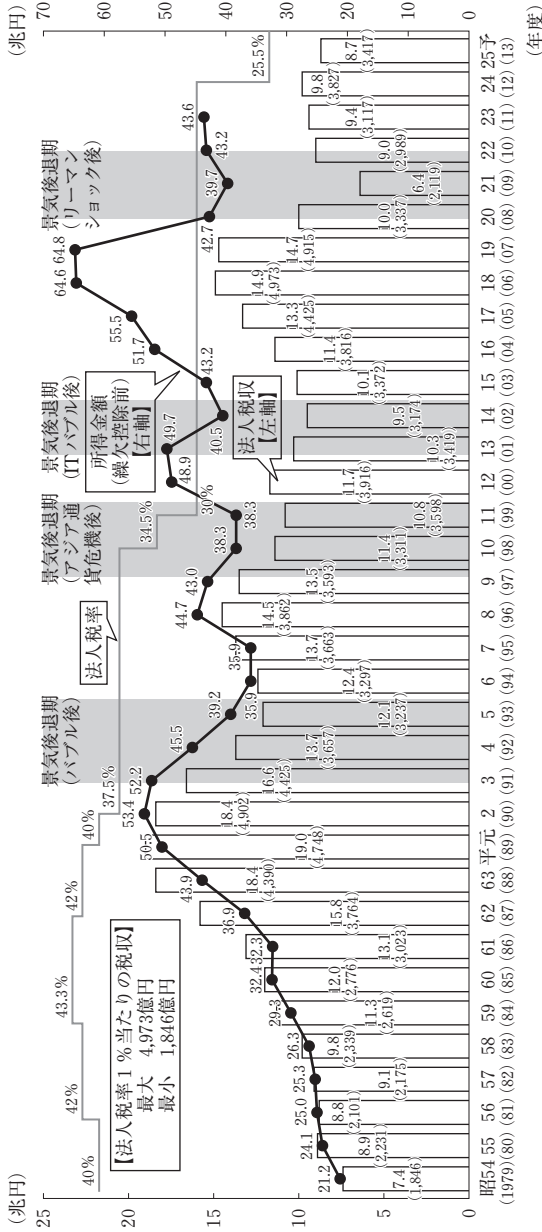
その後、経済は好転し96年度には14.5兆円を確保したが、98年度頃から始まったアジア通貨危機とともに、橋本政権による消費税率3%から5%への増税の悪影響を受け、99年度には10.8兆円に転落した。

さらに、ITバブル後の景気後退期を経て06年度には14.9兆円まで回復する姿を示したが、08年度のリーマンショックによる景気後退により、09年度は、遂に最低の6.4兆円にまで低落し、法人税率1%当たりの税収は2,119億円と著しく低い惨状を呈している。

最新年度である13年度は、8.7兆円の税収を見込んでいるが、基幹税で

〔図表19〕 経済動向の変動と法人税収の推移

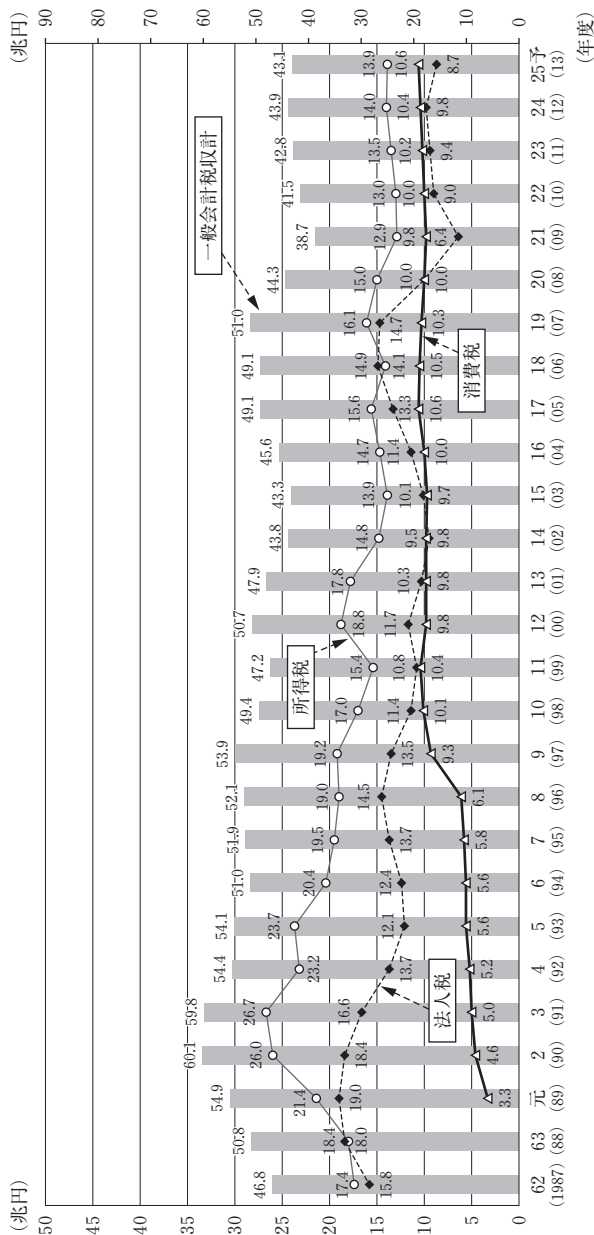
——景気変動・税率改訂・政策減税が反映——



(注) 1. 法人税収は、24年度までは決算額、25年度は予算額による。
 2. 所得金額(繰越欠損金控除前)は、国税庁「会社標準調査」による。なお、平成17年までは2/1~1/31、平成18年以降は4/1~3/31に終了した事業年度を対象としている。
 3. 括弧内は法人税率1%当たりの税収(単位:億円)である。
 (出所) 財務省主税局資料による。

〔図表20〕 一般会計における税収の推移と現状

——法人税収は次第に低落到最下位に転落——



(注) 1. 24年度以前は決算額, 25年度は予算額, 26年度以降は中長期試算である。

2. 中長期試算において, 内閣府は, 消費税を含む各年度の税収について, 現行法に沿った増収に相当する額を織り込みでいる。

〔出所〕 財務省主税局資料による。

ある法人税が乏しい税収予測であり国の財政への寄与という視点からは、まことに淋しい限りである。

(2) 一般会計の税収における法人税収の推移と現状から見るその地位の著しい低落の状況

次いで、一般会計の税収における法人税収の地位を他の税目である所得税と消費税と対比しながら見ると、その推移は〔図表20〕のようである。

一般会計の税収全体のピークは、1990年度の60.1兆円であり、そのうち所得税収が26.0兆円で第1位であり、次いで法人税収が18.4兆円でこれに続いていた。税収全体は、その後、幾多の変遷をたどりながらも、次第に衰退し、13年度には43.1兆円が見込まれている。

税目別では、06年度に法人税収が14.9兆円で、所得税収の14.1兆円と逆転したが、その翌年度の07年度から法人税収は所得税収よりも低位になり、それ以来、急速に低落している。

最新年度の13年度においては、所得税収が13.9兆円、消費税収が10.6兆円で、法人税収は最下位の8.7兆円にまで凋落している。

(3) 膨大化する歳出と低迷している税収減で益々拡大する財政赤字

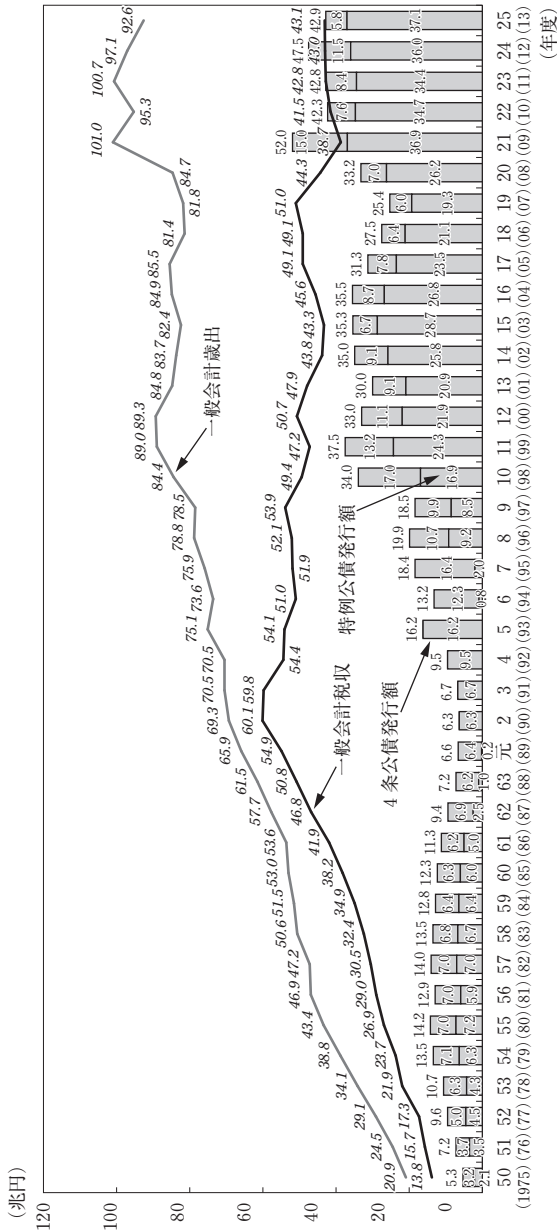
このような事情を背景として、一般会計の税収、歳出総額および公債発行額の推移をみると〔図表21〕が示すようである。

我が国の財政は、バブル経済崩壊以降、歳出が税収を大きく上回る状態が続いてきている。特に、リーマンショックが起きた2008年度以降、景気悪化に伴う税収の減少、欠陥税制の膨大化、財源調達機能の喪失、歳出抑制の失敗等により、歳出と税収の開差は一段と拡大し、まさに、借金大国となっている。

2013年度の税収は43.1兆円の見込みであるのに、歳出は92.6兆円の巨額に達し、はるかに不足し、それを国の借金である公債を42.9兆円をも発行することにより賄っていかうとしているのが現状である。この結果、現

〔図表21〕 一般会計の税収と歳出総額および公債発行額の推移

——景気の悪化や穴留税制の膨大化による著しい税収減で歳入不足の惨状——



(注) 1. 平成24年度までは決算、25年度は予算による。

2. 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%～5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

〔出所〕 財務省主税局資料による。

在、政府債務残高は、2013年6月末で、遂に1,000兆円の大台を超えるに至っている。

税制論議は、消費税問題にシフトしているが、基幹税としての所得課税である所得税と法人税の両者に存在する巨大な欠陥が放置されたままで、そのための財源調達機能の喪失につき論究すべきことを忘却していることは甚だ問題である。

消費税は、所得税や法人税と違って、比較的景気に左右されることが少なく、安定した税収が見込めるので増え続ける債務に悩む政府にとっては頼もしい税金である。しかし、国のバックボーンを構成する税金の本命は、その基本理念に即し国民の応能負担能力に応じて公正に国家公共のための資源を調達する所得課税である。応能負担原理に基づいて公正に課税され所得再配分機能をも達成する所得課税の正常化による財源調達機能の回復こそが緊要なのである。

(4) 公正な課税ベースの構築による法人税制の再建での財源調達機能の回復こそが急務

現在の法人税収は、2014年4月からの税率アップが計画されている新たな増税前の5%の消費税収さえをも下回っている低位にある惨状である。

日本は企業国家であり、企業の活動が国家社会の基盤であり国力の源泉である。企業の経営活動が国民に雇用の場を提供し、国民の生活の資源を給与している。

その企業の稼ぎが、しっかりと国家財政に寄与し、国の安全保障や国民の福祉に回ることが期待されているのである。

いま、法人税制改革において求められているのは、税制の核となる課税ベースである「課税所得」とは何か、特に、「理念としてあるべき」課税所得とは何か、を明確にすることである。そのための学理的研究の成果として到達した課税所得の本質的概念を鮮明にし、その計測原理の指標を具

体化するために社会科学的研究の結晶として「税務会計学原理」が構築されている。

すべからく、税務会計学原理を応用的に活用して、現実の変転してやまない経済社会の活きた企業活動に適用し、歪められ、縮小化されている課税ベースを正常化し、公正な法人税制の再建による財源調達機能を回復させることである。法人税制の公正化を図りながら、財源調達機能を回復させ、国の財政健全化に大きく寄与することが強く求められている。

現在の歪んだ法人税制を公正な企業税制に再構築し、“日本という国に税金を払わない大企業”のような存在をなくすことである。アメリカナイズし企業エゴによる利益至上主義を許容する変質した会社法の影響により無軌道な企業行動が目立ち、混迷を深めている。

このような状況を改革し、活力のある健全な企業社会に改造し、強い経済を支える原動力を涵養し、国民経済を繁栄させたいのである。

かくして、日本国家が経済的にも文化的にも、「強力で高潔」で、しかも「尊厳ある繁栄した企業国家」として発展することを願うものである。